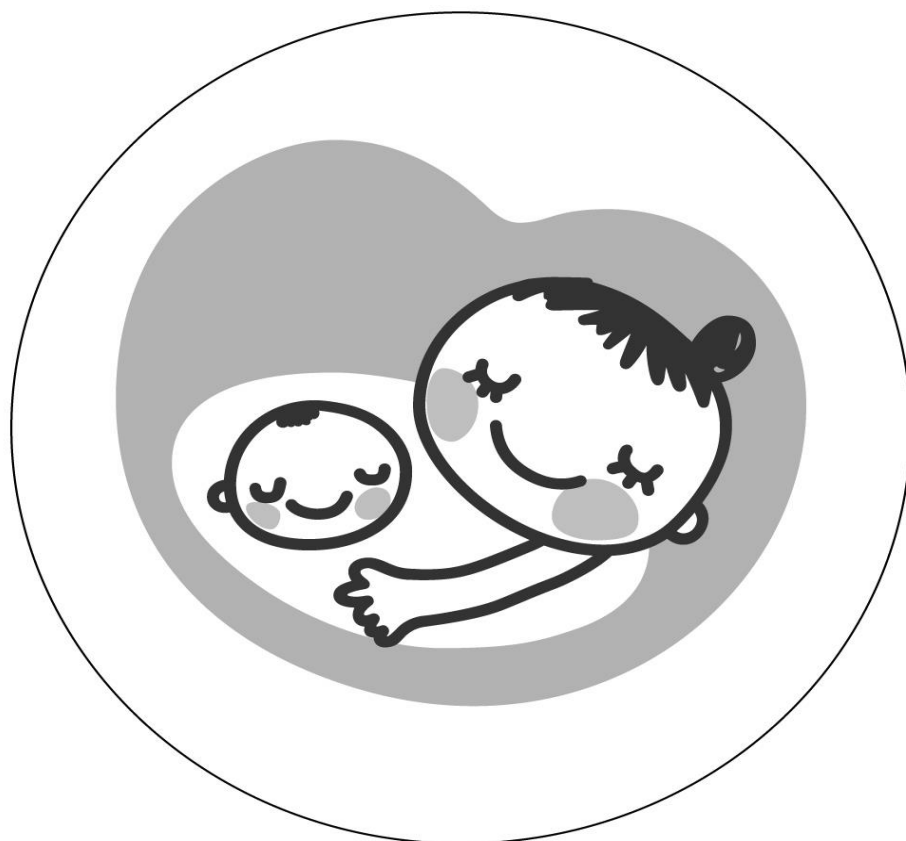


子育てべんり帳



出雲市

子育てべんり帳は随時更新します。最新情報はホームページでご確認ください。

出雲市 子育てべんり帳

検索

2022年4月版

目次

○ 妊娠～出産	4ページ
○ 出産育児一時金	10ページ
○ 児童手当	12ページ
○ 乳幼児等医療費助成	14ページ
○ 子ども医療費助成	17ページ
○ こども医療でんわ相談	19ページ
○ 夜間・休日診療	20ページ
○ 健康診査・予防接種	21ページ
○ 健康	22ページ
○ 子育てサークル・ひろば	24ページ
○ 子育て支援センター	26ページ
○ ファミリーサポートセンター	27ページ
○ 病児・病後児保育	28ページ
○ 認可保育所・認定こども園（保育所部分）・ 小規模保育事業施設への入所	29ページ
○ 保育所の保育料	32ページ
○ 保育所等一覧	33ページ
○ 各種保育サービス	35ページ
○ 出雲市認定保育所	36ページ
○ 企業主導型保育事業施設	36ページ
○ 幼稚園・認定こども園（幼稚園部分） への入園	37ページ
○ 幼稚園・認定こども園一覧	38ページ
○ 児童クラブ	40ページ
○ 児童クラブ一覧	41ページ
○ 放課後子ども教室	43ページ
○ 子育て短期支援事業	44ページ
○ 発達が気にかかるお子さん・ 障がいのあるお子さんのために	45ページ
○ ひとり親家庭の方のために	50ページ
○ 相談ごとは	51ページ
○ 問い合わせ一覧	54ページ
○ 健診・健康相談会場、 子育て支援センターの位置図	
○ チャイルドシート	



表紙の「マタニティマーク」について

このマークは厚生労働省が推進している「健やか親子21」推進検討会において選ばれた最優秀作品です。このマークをつけている妊産婦さんを見かけたら、皆さんからの思いやりある気遣いをお願いいたします。

☆子育て支援施策の一覧

妊娠～18歳の年齢別サポート一覧

	妊娠初期	妊娠中期	妊娠後期	0歳	1か月	2か月	3か月	4か月	9～10か月	1歳
届出	○妊娠の届出・母子健康手帳の交付			○出生届(誕生日から14日以内) ○国民健康保険の加入(誕生日から14日以内) ○思いやり駐車場の利用証交付(妊娠7か月～)						
おかね	○しまね子育て応援パスポート「こころ」(プレママカード)交付(第1子妊娠の場合のみ) ○一般不妊治療費・不育症治療費助成金			○しまね子育て応援パスポート「こころ」(子育て家庭用) ○出産育児一時金(申請期限) ○児童手当(誕生日の翌日から15日以内) ○乳幼児等医療費助成(～就学前まで) ○未熟児養育医療 ☆産科						
あずける	○認可保育所、認定こども園(各種保育サービス:乳児保育・延長保育・小規模保育事業施設) ○小規模保育事業施設 ☆出雲市認定保育所、企業主導型保育事業施設、その他認可外保育施設 ○病児・病後児保育(小学校6年生まで) ○ファミリーサポートセンター ○子育て短期支援事業									
出かける 学ぶ	○赤ちゃんのお世話教室(妊娠7か月～9か月) ☆マタニティアクア			○離乳食教室 ○子育て支援センター ○子育てサークル・ひろば						

○…出雲市の行政サービス、もしくは、問い合わせ先が出雲市役所の事業

「子育てアプリ すくすく出雲」 利用のご案内

- 「子育てアプリ すくすく出雲」では次の機能があります。
以下のQRコードをダウンロードしてぜひご利用ください。
- 予防接種の事前お知らせ、スケジュール管理、忘れ防止アラート機能で 予防接種の調整をアプリでサポートします
 - お子さまの成長記録をグラフで確認できます
 - お住まいの地域の育児情報や子育てに必要な手続き・施設・イベント情報等をお届けします
 - 成長に合わせた記録を写真と一緒に思い出を残すことができます

「子育てアプリ すくすく出雲」
のダウンロードはこちらから



○ 妊娠～出産

■ 妊産婦・乳児健康診査

妊産婦健康診査にかかる費用を、妊娠中に14回、産後に2回、乳児健康診査にかかる費用を乳児期に2回（生後1か月頃と9～10か月頃の受診が望ましいです）一定額を公費負担します。

すこやかな妊産婦生活を送るために、健診を必ず受けましょう。受診票第1回を使い子宮頸がん検診も受診できます。

方 法：母子健康手帳別冊の受診票及び母子健康手帳を医療機関へお渡しください。

県内の医療機関であればどこでも使えます。里帰り出産などで県外の医療機関で健診を受けた場合、多胎妊娠に伴い、追加で健診及び検査を受けた場合は費用を申請により払い戻します（上限あり）。

問い合わせ 本庁…健康増進課 平田・佐田・多伎・湖陵・大社・斐川行政センター…市民サービス課

■ 不妊治療費助成金

保険適用の不妊治療に要する費用に対し、年間15万円を上限に助成します。

問い合わせ 本庁…健康増進課母子保健係 電話：21-6981

■ 不育症治療費助成金

不育症治療に要する費用について、年度10万円を上限に助成します。

問い合わせ 本庁…健康増進課母子保健係 電話：21-6981

■ 未熟児養育医療

医療を必要とする未熟児に対して、養育に必要な医療の給付を行います。

問い合わせ 本庁…健康増進課

■ あかちゃんのお世話教室

日 時：毎月1回実施します。（開催日や場所などの詳細はお問い合わせください）

対 象：第1子を妊娠中で、妊娠7～9か月の妊婦とその家族1名まで

（先着6組）

参加料：無料

内 容：沐浴の実習やおむつ交換、妊婦体験、子育て情報の提供等

問い合わせ 本庁…健康増進課母子保健係 電話：21-6981

■ マタニティアクア

会 場：出雲ゆうプラザ

日 時：毎週月曜日 10：30～12：30

対 象：妊娠16週を越えた妊婦

参加料：930円（ロッカー代込） ※マタニティ用レンタル水着200円

内 容：メディカルチェック、水中歩行&アクアピクス

その他：申込書にかかりつけの医師の許可が必要です。

問い合わせ 出雲ゆうプラザ 電話：30-0707

■ 分娩兆候（陣痛）発来時の送迎

- 出産を控えた妊婦さんの分娩兆候（陣痛）発来時に産院まで送迎します。
- 通常の分娩兆候（陣痛）発来時の送迎ですので、異常を感じる場合や緊急の時は、産院（主治医）の指示を仰いでください。
- あらかじめ事業所へお問い合わせ頂くと、よりスムーズな対応ができます。
- 通常のタクシー送迎と同じですので、繁忙期等には迅速な配車が出来ない場合があります。あらかじめご承知おきください。

事業者名	住所	電話番号	FAX番号	主な送迎エリア
出雲一畑交通株式会社	常松町 353-3	21-1144	21-2483	出雲地域
出雲第一交通株式会社	塩冶善行町 11-3	21-2555	21-2556	出雲地域
有限会社出雲観光タクシー	大社町北荒木 854-3	53-3230	53-6020	大社地域
有限会社アタゴタクシー	西平田町 18	62-3400	63-4338	平田地域

問い合わせ 本庁…健康増進課母子保健係 電話：21-6981

■ 保健師・助産師訪問

- 妊娠中 不安なことや心配なこと、気になることがあれば、お気軽にご相談ください。
妊婦訪問を行っていますので、希望の方はご連絡ください。

問い合わせ 本庁…健康増進課 平田・佐田・多伎・湖陵・大社・斐川行政センター…市民サービス課

■ あかちゃん声かけ訪問

乳児のいるすべての家庭を対象に地域のあかちゃん声かけ訪問員が家庭訪問します。

あかちゃん声かけ訪問員（子育てサポーター、民生委員・児童委員、主任児童委員）は身近な子育ての相談役ですので、お気軽にご相談ください。

問い合わせ 本庁…健康増進課 平田・佐田・多伎・湖陵・大社・斐川行政センター…市民サービス課

■ 産後ケア事業

産後概ね1年以内でお母さんの体調に不安がある方、授乳等子育てに不安がある方等へ、助産師等の専門職が家庭訪問や施設において、産後の健康チェックや授乳等子育て相談を行います。宿泊型もあります。

- 利用料 1回の利用につき、1,000円、宿泊型の場合は3,500円（ただし、生活保護世帯、市民税非課税世帯は無料です）。

問い合わせ 本庁…健康増進課 平田・佐田・多伎・湖陵・大社・斐川行政センター…市民サービス課

■ 未熟児養育医療

医療を必要とする未熟児に対して、養育に必要な医療の給付を行います。

問い合わせ 本庁…健康増進課 平田・佐田・多伎・湖陵・大社・斐川行政センター…市民サービス課

～赤ちゃんが生まれたら～



【市役所で必要な手続き】

手続きには1時間程度かかる場合があります。
また、各行政センターでも手続きができます。

- ①出生届（出生日から14日以内）
- ②出生届出済証明を受ける
- ③乳幼児健診・予防接種、保健師・助産師訪問
などの説明を受ける
- ④乳幼児等医療費受給資格証の申請
- ⑤児童手当の申請（出生日の翌日から15日以内、
職場で手続きができる公務員を除く ※P11 参照）
- ⑥しまね子育て応援パスポート(こっころ)の申請
または変更届
- ⑦保育所への入所手続きの説明を受ける
（入所を希望する場合）
- ⑧子どもの国民健康保険への加入手続き
（加入する場合、出生日から14日以内）
- ⑨出産育児一時金の受け取り手続き
（母が国民健康保険に加入していて、医療機関への
直接支払制度を利用しない場合、又は出産費用が
一時金を下回る場合 ※P9 参照）
- ⑩障がい年金の加算手続き
（父または母が障がい年金を受けている場合）
- ⑪国民年金保険料の産前産後期間の免除手続き
（母が国民年金第1号被保険者の場合）

【手続きに必要なもの】

品名	該当する左記 手続きの番号
●印鑑（朱肉を使うもの）	①
●出生証明書 （出産に立ち会った医師が記入したものを お持ちください）	①
●母子健康手帳	②③⑪
●子の健康保険証	④
請求者(父母の内、収入が多い方)の ●健康保険証 （国民健康保険の場合は不要） ●普通預金口座の通帳またはキャッシュカード	⑤ 新規（第1子 等）の場合のみ
●しまね子育て応援パスポート(こっころ) （第1子出生の場合は不要）	⑥
●窓口に来た方の本人確認ができる もの（運転免許証、健康保険証等） ●マイナンバーの分かるもの	⑤⑧⑩⑪ ※⑤は新規(第 1子等)の場合 のみ
⑨⑩の手続きに必要なものは、保険年金課（Tel.21-6982） へお問い合わせください。	

～ヘルプマーク・ヘルプカード～

島根県では、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からでは分かりにくい方が周囲から援助や配慮を受けやすくなるよう、ヘルプマーク・ヘルプカードを無償交付しています。

交付対象は、島根県内に住所を有し援助や配慮を必要としている方で、本人以外の代理の方でも申請できます。手続きに必要なものはありません。市役所の窓口でお渡ししています。

【申請受付窓口】

出雲市役所健康増進課、福祉推進課、

平田・佐田・多伎・湖陵・大社・斐川各行政センター…市民サービス課

市役所窓口以外での申請方法

郵送：①島根県障がい福祉課（ヘルプマーク担当）

〒690-8501 松江市殿町1番地

②出雲市福祉推進課（ヘルプマーク担当）

〒693-8530 今市町70

FAX：①0852-22-6687（島根県障がい福祉課あて）

②21-6598（出雲市福祉推進課）

※申請書は、出雲市ホームページからダウンロードできます。ヘルプマークで検索してください。



問い合わせ 本庁 福祉推進課 TEL 21-6959 FAX 21-6598

～島根県 思いやり駐車場制度～

- 対象：妊娠7か月から産後1年までの妊産婦（申請は、妊娠6か月以前でも受け付けています）

島根県では、身体障がい者等用駐車場（車いすマークの駐車場）を必要とする人に県内に共通する利用証を交付することで、駐車場を利用できる人を明らかにし、駐車スペースを利用しやすくする「島根県身体障がい者等用駐車場利用証制度（愛称：思いやり駐車場制度）」を実施しています。

- 手続きに必要なもの：母子健康手帳（氏名、住所、分娩予定日が確認できる部分）の写し

妊産婦へは、赤の利用証が交付されます。駐車の際に、フロントミラーにひっかけて使います。



問い合わせ 本庁 福祉推進課 TEL 21-6959 FAX 21-6598



しまね子育て応援パスポート事業（こっころ）

島根県と県内市町村は、子育てを温かく応援する地域づくりを進めるため、しまね子育て応援パスポート事業を実施しています。

子育て家庭に交付したパスポート（こっころ）を協賛店に提示すると、その協賛店独自の子育て応援サービスが受けられます！

交付は下記の窓口で受け付けています。

○交付対象者

妊娠中の方、または満18歳未満の子ども（満18歳となった最初の3月31日までの子どもを含む）がいる家庭

《全国共通展開パスポートへの切替え》

平成28年4月から全国でパスポートが利用できるようになりました。

全国で利用するためには、新しいパスポートへの切替が必要です。

○手続きに必要なもの

- ・お持ちのパスポート



○パスポートの交付・切替窓口

本庁・・・・・・・・子ども政策課

平田・佐田・多伎・

湖陵・大社・斐川行政センター・・・・市民サービス課

○こっころ協賛店の検索、サービス内容はこちらから

https://matsue.mypl.net/shimane_kosodateouen/



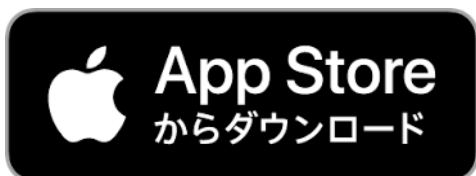
《しまね子育て応援パスポート「こっころ」にアプリが加わりました》

令和3年4月1日から、しまね子育て応援パスポート「こっころ」にアプリが追加され、スマートフォン等の携帯端末で表示できるようになりました。

○アプリが加わって変わったこと

- 1、これまでは、子育て世帯に1枚のカードを交付していましたが、アプリになったことで現行のプラスチックカードに加えスマホ2台に登録ができ、1家庭合計3枚のカードを持つことができます。
- 2、アプリから簡単にこっころ協賛店・赤ちゃんほっとルームを探したり、お店の情報を見ることができます。

※下記QRコードからダウンロードできます。



○ 出産育児一時金

■ 出産した方が、国民健康保険以外の社会保険（全国健康保険協会、健保組合、共済等）に加入している場合

ご加入の社会保険から一時金の支給があります。

対象者：（１）出産時に社会保険等に加入されている方

（２）出産時に社会保険等の扶養になっている方

（３）現在、国民健康保険に加入されている方で、国民健康保険への加入日が、出産前6か月以内で、それ以前に1年以上の期間、社会保険等に被保険者として継続して加入されていた方

問い合わせ お勤め先やご加入の社会保険等

■ 出産した方が、国民健康保険に加入している場合

〔支給額〕

出生児1人につき 42万円

ただし、妊娠22週未満の産科医療補償制度加算対象外の出産の場合や、産科医療補償制度に加入していない医療機関で出産の場合は、出生児1人につき 40,8万円

妊娠12週（85日）以上の流産、死産も対象になります。

※加入して6か月以内の方が出産された場合で、他の保険から給付があるときは、国保からは支給されません。

〔支給手続き及び精算（支払）方法〕

● 国保から医療機関へ出産育児一時金を直接支払う制度を利用の方

国保から医療機関へ出産育児一時金を直接支払うことの合意文書（医療機関にあります）を出産する医療機関に提出してください。これにより、支給額の範囲内で国保から医療機関に直接支払います。事前に多額の現金を準備する必要がなくなります。

☆出産費用が支給額を超えるときは、差額を医療機関へお支払いください。

☆出産費用が支給額を下回るときは、出産育児一時金支給申請書を提出してください。

〈持参いただくもの〉

①医療機関から交付される「出産費用明細書」 ②振込口座のわかる通帳等

なお、国保から医療機関へ出産育児一時金を直接支払うことの合意をされた方で差額の支給申請がまだの方には医療機関からの請求額を確認のうえ、市から申請書をお送りします。

※国保から医療機関へ出産育児一時金を直接支払うことの合意をされない場合は、国保へ出産育児一時金を請求することによって支給を受けることもできます。医療機関から交付される直接支払いの制度を用いていないことが記載された「出産費用明細書」、振込口座のわかる通帳等を持参のうえ申請してください。

問い合わせ 本庁 …保険年金課 電話：21-6982

◇ 産科医療補償制度とは

お産のときになんらかの理由で重度の脳性まひとなった赤ちゃんとその家族に、経済的な補償を提供する制度です。補償をうけるには、申請手続きが必要です。

■ 補償対象について

この制度に加入している分娩機関の管理下で2017年1月以降に出生し、以下の①～③の基準をすべて満たすお子様が補償対象となります。制度の見直しにより、①の補償対象基準がお子様の誕生日によって異なります。

【平成29年1月1日から令和3年12月31日までに生まれた場合】

- ①在胎週数32週以上で出生体重1,400g以上、または在胎週数28週以上で所定の要件
- ②先天性や新生児期の要因によらない脳性まひ
- ③身体障害者手帳1・2級相当の脳性まひ

【令和4年1月1日以降に生まれた場合】

- ①在胎週数28週以上
- ②、③は上記と同じ

※生後6ヶ月未満で亡くなられた場合は、補償対象となりません。

※先天性や新生児期の要因がある場合であっても、脳性まひの主な原因であることが明らかでない場合は、補償対象となります。

※補償対象の認定は、制度専用の診断書および診断基準によって行います。身体障害者手帳の認定基準で認定するものではありません。

■ 補償申請期間について

補償申請できる期間は、お子様の満1歳の誕生日から満5歳の誕生日までです。ただし、極めて重症であって、診断が可能となる場合は、生後6ヶ月から補償申請を行うことができます。

■ 補償内容について

補償対象となった場合、準備一時金と補償分割金をあわせ総額3,000万円が支払われます。

準備一時金：看護・介護を行うための基盤整備のために600万円。

補償分割金：看護・介護費用として、毎年定期的に給付。総額2,400万円〈年間120万円を20回〉

■ 注意事項について

分娩機関から損害賠償金が支払われる場合、補償金と損害賠償金を二重に受け取ることはできません。

■ 申請について

補償対象となる基準の詳細や補償申請にかかる具体的な手続きなどについては、出産した分娩機関または下記お問い合わせ先までご連絡ください。

問い合わせ：産科医療補償制度専用コールセンター

フリーダイヤル：0120-330-637

受付時間：平日9:00～17:00〔土日祝・年末年始を除く〕

○ 児童手当

児童手当は、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するための手当です。

手当額等は下記のとおりで、令和4年6月分（令和4年10月支給分）の手当から、受給者の所得が所得上限額以上となった場合、手当の支給がなくなります。

■ 支給対象（請求・受給者）

15歳到達後の最初の3月31日まで（中学校修了まで）の年齢のお子さんを養育する人

※基本的には父母の内、生計の中心となっている（収入が多い）方が請求者（受給者）となります。

■ 手当額など

手当月額	【所得制限未満】		
	0歳～3歳未満（一律）		15,000円
手当月額	3歳以上小学校修了前（第1子・第2子） （第3子以降）		10,000円
			15,000円
			10,000円
	中学生（一律）		10,000円
手当月額	【所得制限以上所得上限未満】		
	0歳～中学生まで（一律）		5,000円
所得制限額及び 所得上限額 （令和4年6月 分から）	扶養親族の数	所得制限額	所得上限額
	0人	622万円	858万円
	1人	660万円	896万円
	2人	698万円	934万円
	3人	736万円	972万円
	以降1人増えるごとに	38万円加算	38万円加算
※「所得」とは、税込み年収ではありません。 世帯合算の所得ではなく、請求者（生計の中心となっている方）の所得のみで判定します。			
対象児童の住所要件	国内に居住する児童分のみ支給されます。ただし、留学の場合は3年を超えない範囲で支給されます（在学証明書等が必要です）。		
同居要件	単身赴任以外で両親が別居しているときなど、お子さんと同居している方に支給される場合があります（離婚調停中で別居している場合など）。		
児童福祉施設等入所児童	お子さんが児童福祉施設等へ入所している場合は、施設へ支給されます（2か月以内の短期入所を除く）。		

■ 支給月・支給方法

◇原則、2月・6月・10月（支給月の10日に前月までの4か月分をまとめて支給します）

支給（予定）日	支給月分
2月10日	10月分～1月分
6月10日	2月分～5月分
10月10日	6月分～9月分

◇支給（予定）日が土日祝日の場合は、直前の平日になります。

◇届出があった受給者の口座へ振り込みます。

■ 児童手当を受給するためには？

◇出生・転入などにより、新たに支給要件を満たす方

⇒出生、転入などの翌日から15日以内に新規認定請求をしてください。

※手続き場所は、出雲市役所 子ども政策課 又は 各行政センター市民サービス課です。

※生計中心となる保護者（請求者）がお子さんと別居している場合は、保護者の「住所地の市区町村」での手続きとなります。

※公務員（独立行政法人職員、財団等に派遣されている人を除く）はお勤め先での手続きとなります。

手当を受けるためには申請が必要です。

手続きが遅れると受給できない月分の手当が生じたり、過払いとなった手当をお返しいただくこととなりますので、速やかに手続きしてください。

■ 手当を受けるための手続き

認定請求	<p>◇出生、転入などにより新たに受給資格が生じた場合は「認定請求」が必要です。</p> <p>◇手当は認定請求をされた日の翌月分から支給します。（出生・転入で請求が月をまたいだ場合は、出生・転入の日の翌日から15日以内の手続きであれば、出生・転入の翌月分から支給します。）</p> <p>◇手続に必要なもの</p> <p>①請求者の健康保険証（該当しない場合もあります）</p> <p>②振込希望口座がわかるもの（請求者本人名義の口座に限ります）</p> <p>③児童及び配偶者の個人番号通知カード又は個人番号カード（市外別居している場合に限る）</p> <p>④手続きをされる方の身元確認書類（運転免許証など）</p>
額改定認定請求	<p>◇既に手当を受けている人が、出生などにより養育するお子さんが増えたときは「額改定認定請求」が必要です。</p> <p>◇手続に必要なもの：請求者の健康保険証（該当しない場合もあります）</p> <p>◇認定請求と同じく、請求手続の翌月から増額となります。</p>
現況届	◇毎年6月に必要な方へご案内します。

■ 手当を受けている人等に変更があったときの手続き

消滅届	<p>◇受給者が転出されたときや公務員になったとき（転出先や公務職場では認定請求が必要です）</p> <p>◇受給者の配偶者が公務員であり、その公務職場で手当を受給することになったとき（現受給者の方は、出雲市に消滅届を提出してください）</p> <p>◇受給者がお子さんを養育しなくなったとき</p>
額改定届	◇養育しているお子さんの人数が減ったとき
氏名・住所変更届	◇受給者、またはお子さんの氏名が変わったとき、住所が変わったとき
別居監護申立書	◇受給者が単身赴任などで養育するお子さんと住所が別になったとき
口座変更届	◇振込口座を変えたいとき（受給者名義のものに限ります）

※その他、お子さんの養育状況等を確認させていただくことがあります。

問い合わせ 本庁 …子ども政策課 電話：21-6963
 平田行政センター…市民サービス課 電話：63-5567 佐田行政センター…市民サービス課 電話：84-0111
 多伎行政センター…市民サービス課 電話：86-3116 湖陵行政センター…市民サービス課 電話：43-1215
 大社行政センター…市民サービス課 電話：53-3116 斐川行政センター…市民サービス課 電話：73-9110

○ 乳幼児等医療費助成

■ 助成対象者

出雲市内に住所を有する乳幼児等で、各種医療保険の被保険者・被扶養者の方です。

ただし、生活保護を受けている場合は対象となりません。

転出入の場合は、転入日から転出日の前日までが受給期間です。

他市町村へ転出した後は、出雲市の乳幼児等医療費受給資格証は使用できません。

転出後に出雲市の資格証を提示して受診された場合には、乳幼児等医療費助成額を返還して頂くこととなりますのでご注意ください。

■ 資格証の交付手続き

必要なもの：子どもの健康保険証

申請方法：①電子申請（推奨）

しまね電子申請サービス 手続き名：「乳幼児等医療費助成」※利用者登録が必要です。



②郵送

交付申請書（市HP「出雲市 乳幼児等医療」で検索🔍からダウンロードできます。）と健康保険証の写しを子ども政策課へ郵送してください。

③窓口

本庁子ども政策課 or 各行政センター市民サービス課

■ 資格証を使用できる医療機関

県内医療機関（医院・病院・診療所・歯科診療所・薬局等）のほか鳥取県・広島県などの県外の一部の医療機関・調剤薬局で使用できます。資格証が使用できる県外の医療機関・調剤薬局については、出雲市のHPで確認できます。

※資格証を使用できない医療機関を受診された場合は、申請手続きをして頂いた後、市から助成します。

詳しくは次ページの「払い戻しの手続」をご確認ください。

■ 助成対象医療費

乳幼児等医療費助成の対象は、保険診療分のみです。

入院時食事療養費や差額室料、文書料、初診時負担金、検診代、病衣代、予防接種代等は助成対象外です。

■ 自己負担割合・上限額

月ごと、医療機関ごとに次のように適用されます。

区 分	0歳 ~ 小学校就学前（0歳～満6歳に達する年度末）
資 格 証	むらさき色
自 己 負 担	無料（通院・入院・薬局等）

※「薬局等」とは、薬局（病院内の薬剤科は対象外）のほかに、柔道整復施術所、はり・きゅう及びあんまマッサージ施術所、治療用器具製作所、訪問看護ステーションをいいます。

■ 就学後～20歳未満の方

慢性呼吸器疾患等 16 疾患群により、就学後～20 歳未満の方が入院した場合は、負担割合 1 割、負担上限額 15,000 円となるよう、後から払い戻しの申請ができます。

慢性呼吸器疾患等 16 疾患群とは、次の疾患です。

- ①悪性新生物 ②慢性腎疾患 ③慢性呼吸器疾患 ④慢性心疾患 ⑤内分泌疾患 ⑥膠原病 ⑦糖尿病
 - ⑧先天性代謝異常 ⑨血液疾患 ⑩神経・筋疾患 ⑪慢性消化器疾患 ⑫免疫疾患
 - ⑬染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群 ⑭皮膚疾患 ⑮骨系統疾患 ⑯脈管系疾患
- 詳しくは、出雲保健所（21-8785）にお問い合わせください。

■ 払い戻しの手続

次のような場合、医療費の払い戻し申請ができます。申請用紙は窓口でお渡しします。

※払い戻しの手続きは電子申請ではできません。

<払い戻し申請ができる例>

- 出雲市乳幼児等医療費助成制度に対応していない県内の一部医療機関を受診したとき
- 乳幼児等医療受給資格証を利用できない県外の医療機関を受診し、2 割負担をしたとき
- コルセット、膝サポーター、義手、義足などの治療用装具を購入、装着したとき
- 小児弱視等の治療のための治療用眼鏡・コンタクトレンズを作成、または購入したとき
- 慢性呼吸器疾患等 16 疾患群により入院したとき

※健康保険が適用されていない 10 割負担の領収証は受付できません。加入されている保険者（健康保険組合等）へ払い戻しについてお尋ねください。

申請期限 : 医療機関から請求を受けた日から 2 年以内です

払い戻し申請に必要なもの: ①領収書（受診者名、診療点数記載のもの）

②乳幼児等医療費受給資格証

③受給資格者名義口座の金融機関の通帳またはキャッシュカード

④医師の意見及び装具装着証明書（治療用装具の場合）

⑤眼鏡等作成指示書（治療用眼鏡、コンタクトレンズの場合）

⑥保険者からの支給決定通知書（治療用装具、治療用眼鏡、コンタクトレンズ等の場合）

⑦慢性呼吸器疾患等 16 疾患群に係る医療意見書（慢性呼吸器疾患等 16 疾患群の場合）

※①～③は申請される方全員に必要なものです。

■ 変更手続

次のようなときは、乳幼児等医療費受給資格証の変更手続きが必要です。

電子申請でも手続きできます。

変更項目	手続きに必要なもの
健康保険	子どもの健康保険証、乳幼児等医療費受給資格証
氏名・住所	子どもの健康保険証、乳幼児等医療費受給資格証
紛失・破損	子どもの健康保険証

問い合わせ 本庁…子ども政策課 平田・佐田・多伎・湖陵・大社・斐川行政センター…市民サービス課

■ 高額療養費は市が受領します

保険者から被保険者に支給される高額療養費の対象となった場合、高額療養費の該当となる自己負担部分（医療機関での窓口負担）は市が乳幼児等医療費として助成しておりますので、この高額療養費については、市が受領します。

その際、高額療養費の受領に関する委任状等をお送りし、押印をお願いすることとなりますのでご協力ください。

なお、既に保険者から被保険者に支払済の場合は、市に返金して頂くこととなります。高額療養費の金額を確認するため、保険者が発行した高額療養費支給決定通知書の写しを求めますのでご協力ください。

問い合わせ 本庁…子ども政策課 電話：21-6963

■ 他の公費負担医療との関係

未熟児養育医療、育成医療、小児慢性特定疾病医療支援の対象となる場合はそちらを優先します。

問い合わせ 未熟児養育医療…健康増進課 育成医療…福祉推進課

小児慢性特定疾病医療支援については、出雲保健所 電話：21-8785 にお問い合わせください。

○ 子ども医療費助成

■ 助成内容

小・中学生の医療費を下の表のとおり助成する制度です。

対象者の区分	自己負担額	
	入院	入院外（通院・薬局等）
小学生	1割負担 限度額（2,000円/月）	1割負担 限度額（1,000円/月） ※薬局等は無料
中学生	1割負担 限度額（2,000円/月）	3割負担 （助成無）

●生活保護を受けている方は対象となりません。

●薬局等（薬局、柔道整復施術所、はり・きゅう・あんま・マッサージ施術所、治療用装具製作所、訪問看護ステーション）での自己負担はありません。

●限度額とは、1か月、1医療機関（医科、歯科別）あたりの本人負担額の上限。

■ 資格証の交付手続き

必要なもの：子どもの健康保険証

申請方法：①電子申請（推奨）

しまね電子申請サービス 手続き名：「子ども医療費助成」※利用者登録が必要です。

②郵送

交付申請書（市HP「出雲市 子ども医療」で検索からダウンロードできます。）と健康保険証の写しを子ども政策課へ郵送してください。

③窓口

本庁子ども政策課 or 各行政センター市民サービス課



■ 資格証を使用できる医療機関

乳幼児等医療費助成と同じです。

■ 助成対象医療費

乳幼児等医療費助成と同じです。

■ 払い戻しの手続

次のような場合、差額の払い戻し申請ができます。申請用紙は窓口でお渡しします。

※払い戻しの手続きは電子申請ではできません。

<払い戻し申請ができる例>

- ・出雲市子ども医療費助成制度に対応していない県内の一部医療機関を受診したとき
- ・子ども医療費受給資格証を利用できない県外の医療機関を受診し、3割負担をしたとき
- ・コルセット、膝サポーター、義手、義足などの治療用装具を購入、装着したとき
- ・小児弱視等の治療のための治療用眼鏡・コンタクトレンズを作成、または購入したとき

※健康保険を適用していない（10割負担）の領収書は受付できません。加入されている保険者（健康保険組合等）へ払い戻しについてお尋ねください。

申請期限 : 医療機関から請求を受けた日から2年以内です

払い戻し申請に必要なもの : ①領収書 (受診者名、診療点数記載のもの)

②子ども医療費受給資格証

③受給資格者名義口座の金融機関の通帳またはキャッシュカード

④医師の意見及び装具装着証明書 (治療用装具の場合)

⑤眼鏡等作成指示書 (治療用眼鏡、コンタクトレンズの場合)

⑥保険者からの支給決定通知書 (治療用装具、治療用眼鏡、コンタクトレンズ等の場合)

※①～③は申請される方全員に必要なものです。

■ 変更手続

次のようなときは、子ども医療費受給資格証の変更手続が必要で

電子申請でも手続きできます。

変更項目	手続きに必要なもの
健康保険	子どもの健康保険証、子ども医療費受給資格証
氏名・住所	子どもの健康保険証、子ども医療費受給資格証
紛失・破損	子どもの健康保険証

■ 高額療養費は市が受領します

乳幼児等医療費助成と同じです。

問い合わせ 子ども政策課 ☎21-6963

■ 他の公費負担医療との関係

福祉医療の対象となる場合は併用し、福祉医療を優先します。

問い合わせ 福祉推進課 ☎21-6959

○ こども医療でんわ相談

■ 島根県こども医療でんわ相談とは #8000

「#8000」は、休日・夜間の急な子どもの病気にどう対処したらよいか、病院の診療を受けたほうがよいか迷ったときなどに電話で相談ができるサービスです。

島根県内のどこからでも、短縮電話番号（#8000）をプッシュすると、島根県が委託した民間の事業者の相談窓口へ転送され、保健師・看護師及び小児科医師などから症状に応じた適切な対処の仕方や受診する病院等のアドバイスが受けられます。

■ 「#8000」で通話できない場合

03-3478-1060 に電話してください。

※ダイヤル回線及び一部のIP電話等をご利用の場合、「#8000」が利用できません。

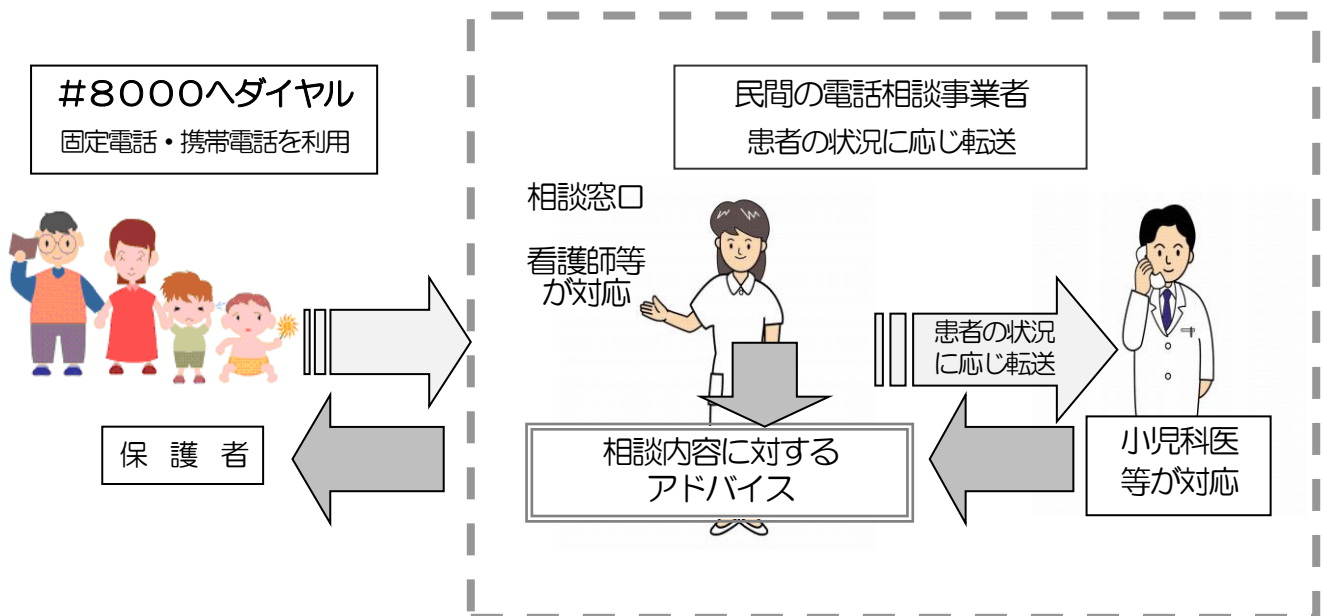
■ 利用できる時間帯

- 平日：19：00～翌朝9：00
- 土日祝日：9：00～翌朝9：00（12月29日～1月3日を含む）

【ご利用にあたっての注意事項】

- ①15歳未満の子どもの症状を相談対象としています。
- ②通話料は利用者の負担となります。（東京都内までの通話となります）
- ③この電話相談は助言を行うものであり、診断や治療を行うものではありません。
- ④ご相談内容は確認のため録音させていただきます。ご了承ください。

問い合わせ 島根県医療政策課 電話：0852-22-5688



○ 夜間・休日診療

1. かかりつけ医をもち、できるだけ通常の診療時間内に受診しましょう

普段から信頼できるかかりつけ医を決め、健康管理等について相談しておくことで安心です。

医師や看護師などスタッフがそろい、検査その他の診療体制の整った通常の診療時間内に受診しましょう。

2. 休日や夜間に病気になったら、まずは相談

1) 休日等でも連絡がつく場合は、かかりつけ医に相談しましょう。

2) こども医療でんわ相談（#8000） を利用しましょう。

入院あるいは専門医の治療が必要と認められた場合には、総合病院を受診しましょう。

3. 出雲休日・夜間診療所のご案内

出雲休日・夜間診療所は、比較的軽症な急病者の応急処置を行う初期救急医療機関です。

出雲医師会に所属する開業医及び島根大学医学部附属病院の勤務医が輪番制により診療を行っています。

所在地：塩冶善行町1 ☎ 22-5543

臨時駐車場も完備しています。

【平日夜間】

診療日 月曜日～金曜日（祝日・年末年始をのぞく）

受付時間 19:30～21:30

診療科目 小児科のみ

【休日】

診療日 日曜日・祝日・年末年始（12月31日～1月3日）

受付時間 9:00～11:00（1月1日は9:30～11:00）

13:30～16:00（12月31日は13:00～14:00）

診療科目 小児科・内科

〈ご利用にあたっての留意事項〉

・ケガなどの外科的な処置は行いません。

・一時的な応急処置を行う施設ですので、翌日にはかかりつけ医の診察を受けてください。

なお、薬を処方する場合は、原則として1日分のみとなります。（休日のみ院外処方）

4. 救急病院（出雲圏域の救急告示病院）の紹介

病院名	所在地	電話番号
島根大学医学部附属病院	塩冶町89-1	23-2111
島根県立中央病院	姫原4丁目1-1	22-5111
出雲市民病院	塩冶町1536-1	21-2722
出雲市立総合医療センター	灘分町613	63-5111
出雲徳洲会病院	斐川町直江3964-1	73-7000

○ 健康診査・予防接種

■ 乳幼児健康診査

●個別健診（乳児一般健康診査）

乳児健康診査にかかる費用を乳児期に2回（生後1か月頃と9～10か月頃をおすすめします）一定額を公費負担します。

場所：医療機関（小児科）

備考：持っていくもの・乳児一般健康診査受診票（母子健康手帳別冊に添付）、母子健康手帳

受診票は、満1歳になった日の属する月の末日まで有効です。ただし、1日生まれの方は前月末日までとなります。

●集団健診

対象	4か月児	1歳6か月児	3歳児
内容	問診・計測・診察・相談 ○ブックスタート※ ○離乳食学習	問診・計測・診察・相談・歯科診察 ○フッ化物歯面塗布 ○栄養・育児・心理相談	問診・計測・診察・相談・歯科診察 ○検尿 ○視力・視機能検査・聴力検査 ○栄養・育児・心理相談
場所	【毎月実施】 出雲市役所くにびき大ホール 又は 出雲保健所 (開催日によって会場が変わります。健康増進課へおたすねください。)		
	【毎月実施】 斐川健康福祉センター（まめなが一番館）		
案内方法	広報掲載・対象者には個人通知をします		

個人通知の案内と異なる日程や会場を希望される場合は、お問い合わせください。

問い合わせ 本庁・健康増進課 平田・佐田・多伎・湖陵・大社・斐川行政センター…市民サービス課

※ブックスタート：絵本をとおして、親子でふれあうきっかけをつくるため、4か月児健診時に絵本を贈呈しています。

■ 予防接種

●定期予防接種（法令で定められた予防接種）

ワクチンの種類		対象年齢	望ましい時期
※どちらか1種類	ロタウイルス	生後6週から生後24週0日まで	生後2か月から生後14週6日までに接種開始し、計2回接種
	ロタテック(5価)	生後6週から生後32週0日まで	生後2か月から生後14週6日までに接種開始し、計3回接種
ヒブ		生後2か月から5歳に至るまで	生後2か月～7か月の間に接種開始し、計4回接種
小児用肺炎球菌		生後2か月から5歳に至るまで	生後2か月～7か月の間に接種開始し、計4回接種
B型肝炎		生後2か月から1歳に至るまで	生後2か月～9か月の間に計3回接種
4種混合 ・ジフテリア ・百日咳 ・破傷風 ・不活化ポリオ		生後3か月から7歳半に至るまで	1期初回：生後3か月～12か月の間に、計3回接種
			1期追加：初回接種終了後、7歳半に至るまでに1回接種
BCG		1歳に至るまで	生後5か月～8ヶ月の間に1回接種
水痘		1歳から3歳に至るまで	初回：満1歳～1歳3か月の間に1回接種 追加：初回接種終了後、1回接種
麻疹風しん混合		1期：1歳から2歳に至るまで	1期：1歳になったら早めに（1回接種）
		2期：小学校就学前の1年間	2期：就学1年前になったら早めに（1回接種）
日本脳炎		1期：生後6か月から7歳半に至るまで	1期初回：3歳～4歳の間に2回接種 1期追加：4歳～5歳の間に1回接種
		2期：9歳から13歳に至るまで	2期：小学校4年生の間に1回接種
2種混合 ・ジフテリア ・破傷風		11歳から13歳に至るまで	小学校6年生の間に1回接種

※1 ヒブ、小児用肺炎球菌については、接種開始月齢によって接種回数が変わります。

※2 定期接種は原則無料ですが、接種年齢・接種間隔を誤ると有料になる場合がありますのでご注意ください。

※3 里帰り出産などで県外の医療機関で予防接種を受ける場合は、事前申請により費用を払い戻します（上限あり）。

問い合わせ 健康増進課健康企画係 電話：21-6829

○ 健康

■ 妊婦・乳幼児健康相談

場 所	日 時	スタッフ
くすのきプラザ (出雲市男女共同参画センター)	毎月3回水曜日 (受付) 13:30~15:00 (詳しい日程はお問合わせください)	保健師・看護師・栄養士・助産師・ 歯科衛生士(基本第4週)
ひらた子育て支援センター	原則 第3火曜日 (受付) 10:00~11:00	保健師・看護師・栄養士・助産師・ 歯科衛生士
湖陵コミュニティセンター	原則 第2水曜日 (受付) 10:00~10:30	保健師・栄養士・助産師・ 歯科衛生士・保育士
出雲市役所 大社行政センター	毎月 1回 (受付) 10:00~11:00	保健師・看護師・栄養士・助産師・ 歯科衛生士・保育士
斐川健康福祉センター (まめなご一番館)	毎月2回 10:00~11:00	保健師・栄養士・ 助産師(月1回)・歯科衛生士(月1回)

どの会場をご利用されても結構です。日程の詳細はお問合わせください。

問合わせ 本庁…健康増進課 平田・佐田・多伎・湖陵・大社・斐川行政センター…市民サービス課

■ 育児相談

場 所	日 時	スタッフ
いずも子育て支援センター	原則 第3金曜日 【要予約】 ①9:40~ ②11:00~ ③13:30~ ④14:50~	臨床心理士
ひらた子育て支援センター	第3水曜日 【要予約】 ①13:30~ ②15:00~	臨床心理士

問合わせ 本庁…子ども家庭相談室

■ 離乳食教室

会 場	対象児	日 時	備 考
斐川健康福祉センター (まめなご一番館)	4か月児健診受診後 ~7か月頃	月1回 13:30~15:00	「もぐもぐごっくん離乳食教室」 託児なし 要予約(先着6名) 受講費:無料
高松コミュニティセンター	4か月児健診受診後 ~7か月頃	偶数月 13:30~15:00	「もぐもぐごっくん離乳食教室」 託児なし 要予約(先着6名) 受講料:無料
古志コミュニティセンター	生後7か月頃 ~10か月頃	月1回 10:00~11:30	「わくわく離乳食教室」 託児なし 要予約(先着6名) 受講費:無料
隣保館	生後10か月頃 ~1歳6か月頃	奇数月 10:00~11:30	「PaKuPaKuらんど離乳食教室」 要予約(先着6名) 受講費:無料 歯科衛生士と栄養士による離乳食学習
いずも子育て支援センター	生後7か月頃 ~8か月頃	偶数月1回 11:00~12:00	「かみかみタイム」 要予約 受講費:100円 試食と離乳食相談を行います。
	生後9か月頃 ~11か月頃	奇数月1回 11:00~12:00	
大社コミュニティセンター	生後7か月頃~ 8か月頃	年4回 10:00~11:30	たいしゃ子育て支援センター「まるまるくらぶ」 要予約(先着8組) 受講費:100円 託児あり 申込:53-2666

問合わせ 本庁…健康増進課 平田・佐田・多伎・湖陵・大社・斐川行政センター…市民サービス課

■ 子育て教室

● にこっとティータイム

育児に不安を抱えているお母さんを対象にグループミーティングで育児不安の軽減と孤立感の解消を支援します。

日時：4回シリーズ 10:00~12:00

場所：いずも子育て支援センター

問い合わせ 本庁…健康増進課母子保健係 電話：21-6981

● はじめての子育て講座

育児に不安を抱えている第1子（2~5か月児）とお母さんを対象にグループミーティングで育児不安の軽減と孤立感の解消を支援します。

日時：4回シリーズ 14:00~16:00

場所：いずも子育て支援センター

問い合わせ 本庁…健康増進課母子保健係 電話：21-6981

■ 発達支援

● にこにこ教室

1歳6か月児健診時にことばや行動などの発達に心配がある親子を対象にミュージックケア等で親子遊びを行います。

日時：基本毎月第4火曜日 9:30~11:00

場所：高松コミュニティセンター等

問い合わせ 本庁…健康増進課母子保健係 電話：21-6981

● あそびのひろば

1歳6か月児健診時にことばや行動などの発達について心配がある親子を対象に、親子でふれあう音あそびを行います。

日時：原則毎月第4火曜日 9:30~11:00

場所：ひらた子育て支援センター（おもちゃの部屋）

問い合わせ 平田行政センター…市民サービス課 電話：63-5780

● 発達クリニック

ことばや行動などの発達について心配がある親子を対象に専門医による相談を行います。（要予約）

日時：月1回 8:45~16:00

場所：出雲市役所内

問い合わせ 本庁…子ども政策課子ども家庭相談室 電話：21-6132

○ 子育てサークル・ひろば

■ 子育てサークル

子育てサークルは、子どもの遊びにとどまらず、保護者同士の交流や学習・情報交換の場です。各サークルが特色を持ちながら活動しています。

地区	名称	対象	実施回数等	地区外参加	問い合わせ先
今市	今市わくわく広場	入園前まで	原則第2水曜日	受入可	今市コミュニティセンター 21-5318
大津	すくすくひろば	入園前まで	月1~2回	受入可	健康増進課 21-6979、21-6981
塩冶	塩冶ほよほよクラブ	入園前まで	月1回	受入可	健康増進課 21-6981
古志	りんごちゃん	入園前まで	原則第1水曜日	受入可	古志コミュニティセンター 21-0925
高松	子育て広場「てほむ」	入園前まで	第1・第3金曜日	受入可	高松コミュニティセンター 21-0671
四絡	なかよしコアラ	入園前まで	月1~2回	受入可	四絡コミュニティセンター 21-0369
高浜	フチトマトくらぶ	入園前まで	年4~5回	原則地区内	健康増進課 21-6979 21-6981
川跡	どんぐり広場	入園前まで	原則第4木曜日	受入可	川跡コミュニティセンター 21-0694 健康増進課 21-6976 21-6981
	ぶぎちゅー	平成31年度/令和元年度生まれ	月1~2回	受入可	
鳶巣	びよっこ教室	入園前まで	月2回	受入可	鳶巣コミュニティセンター 21-0174
稗原	童々(トントン)クラブ	入園前まで	月1回(原則第3水曜日)	受入可	稗原コミュニティセンター 48-0001
朝山	さくらんぼ教室	入園前まで	月1回	受入可	朝山幼稚園 48-0126
上津	つくしんぼ教室	入園前まで	月1回程度	受入可	上津コミュニティセンター 48-0301
神門	スマイル・キッズ	1歳~就学前まで	月2回 (金曜日)	受入可	神門コミュニティセンター 21-1038
	子育てひろば「あんじゅ」	生後12か月頃まで	原則第4水曜日	受入可	
神西	神西ふれあい子育てサロン	入園前まで	原則毎週火曜日	受入可	神西コミュニティセンター 43-1001
長浜	ひよこランド	入園前まで	月1回	受入可	長浜コミュニティセンター 28-0215
	びよびよパーク	生後12か月頃まで	原則第3または第4火曜日	受入可	

地区	名称	対象	実施回数等	地区外参加	問い合わせ先
国富	国富子育てサロンくっひい	就学前まで	月1回	原則地区内	国富コミュニティセンター 63-1372
久多美	どんぶりサークル	0歳～小学生まで	年2回	受入可	久多美コミュニティセンター 63-1374
檜山	子育てサークルたんぽぽ	就学前まで	年10回程度	原則地区内	檜山コミュニティセンター 63-1375
東	東子育てを楽しむ会	就学前まで	月1回 (原則第2火曜日)	受入可	東コミュニティセンター 67-0020
伊野	伊野子育てママの会	就学前まで	月1回	原則地区内	伊野児童館 67-0938
出西	出西子育て支援「えーとこ」	就学前まで	月1～2回 原則第2火曜日	受入可	出西コミュニティセンター 72-9204
伊波野	伊波野子育てサロン 「ほのほの子育て会」	就学前まで	月1回	受入可	斐川行政センター 市民サービス課 73-9112
出東	出東子育てサロン 「ここにこおしゃべり会」	乳児	月1回	原則地区内	斐川行政センター 市民サービス課 73-9112
平田全域	びよびよサロン	1歳まで	月1回月曜	受入可	ひらた子育て支援センター 63-3990
平田全域	わいわいルーム	1歳児の親子	月1回木曜	受入可	ひらた子育て支援センター 63-3990
佐田全域	プチっこひろば	0歳～入園前まで	月1回	受入可	さた子育て支援センター 84-0166
多伎全域	あかちゃんとお母さんのつどい	0歳～就学前まで	月1回	受入可	多伎こども園 86-2711
	わくわく広場	0歳～就学前まで	月8回	受入可	多伎こども園 86-2711
湖陵全域	アップル広場	0歳～就学前まで	毎週火・木曜日	受入可	こりよう子育て支援センター 43-2621
	ピーターパン	0歳～入園前まで	不定期	原則地区内	湖陵行政センター 市民サービス課 43-1215
荒木	ほのほのくらぶ	入園前まで	月1回	受入可	荒木コミュニティセンター 53-5440
杵築	わいわいくらぶ	入園前まで	月2回	原則地区内	大社コミュニティセンター 53-4494
遙堪	ここにこサークル	入園前まで	月1回	受入可	遙堪コミュニティセンター 53-5529
日御崎	ひよこサークル	入園前まで	休止中		日御崎コミュニティセンター 54-5443

問い合わせ 本庁…健康増進課 平田・佐田・多伎・湖陵・大社・斐川行政センター…市民サービス課

○ 子育て支援センター

子育て支援センターは、子どもたちが健やかに喜びをもって成長できるよう、乳幼児の親子の交流の場を提供します。子育てに対する不安の解消のため、いろいろな相談に応じたり、子育てに関する情報を発信したりする子育て支援の拠点施設です。

施設名	所在地／電話番号	開館日・時間など
いずも子育て支援センター	塩冶町641-9 電話：21-5772	月曜日～土曜日 9：30～16：00 休館日 ：日曜日・祝日・年末年始
ひらた子育て支援センター	平田町2112-1 電話：63-3990	月曜日～日曜日（祝日も開館） 9：30～16：00 休館日 ：年末年始
さだ子育て支援センター	佐田町須佐 1146 （須佐保育所内） 電話：84-0166	月曜日～金曜日 9：30～16：00 休館日 ：土曜日・日曜日・祝日・年末年始
たき子育て支援センター	多伎町小田 50-5 （多伎こども園内） 電話：86-2711	●子育てサロン「わくわく広場」 毎週2回（火曜日・金曜日） 9：30～11：30 ※親子で遊べるのはこの時間だけです。 ●子育て相談 月曜日～土曜日 9:30～16:00 休館日 ：日曜日・祝日・年末年始
こりょう子育て支援センター	湖陵町二部 1745-2 （ハマナス保育園内） 電話：43-2621	●子育てサロン 毎週2回（火曜日・木曜日） 10：00～12：00 ※親子で遊べるのはこの時間だけです。 ●子育て相談 月曜日～金曜日 10：00～16：00 休館日 ：土曜日・日曜日・祝日・年末年始
たいしゃ子育て支援センター	大社町杵築南 1397-2 （大社行政センター内） 電話：53-2666	月曜日～金曜日 9：30～16：00 休館日 ：土曜日・日曜日・祝日・年末年始
ひかわ子育て支援センター	斐川町上庄原 1760-1 （まめなが一番館内） 電話：73-7375	月曜日～金曜日 9：30～16：00 休館日 ：土曜日・日曜日・祝日・年末年始
中央保育所「れもん組」	今市町828-2 （中央保育所内） 電話：21-0597	月曜日～金曜日 9：30～15：00 休館日 ：土曜日・日曜日・祝日・年末年始
駅ナカ赤ちゃんルーム	駅北町 10-3 （アトネスいずも内） 電話：21-1496	月曜日～金曜日 10：00～16：30 休館日 ：土曜日・日曜日・祝日・アトネスいずも休業日・ 年末年始
子育て支援センターはぐはぐ	西林木町 151 （島根県立大学出雲キャンパス2号館1階） 電話：22-6570	月曜日～金曜日 9：30～16：00 休館日 ：土曜日・日曜日・祝日・年末年始・その他

○ ファミリーサポートセンター

ファミリーサポートセンターは、子どもの送迎や託児などの子育ての援助を受けたい方と援助を行いたい方をあらかじめ登録しておき、援助が必要となった時に援助してくれる方を紹介するところです。

■ 会員になるには

出雲市に在住または在勤の方ならどなたでも会員になれます。ファミリーサポートセンターで登録手続きをします。会員は、次のように区分されます。

- おねがい会員：0歳から小学校6年生までの子どもをお持ちで、子育ての手助けをしてほしい方
- まかせて会員：子育てのお手伝いをしたい方（資格・経験・性別は問いません）
- どっちも会員：子育てのお手伝いをしたり、手助けを受けたり、両方したい方

■ 援助できる内容

- ・保育所（園）、幼稚園、児童クラブ、習い事などへの子どもの送迎
- ・会員宅などでの一時的な託児など

■ サポート料金（子ども1人につき30分あたり）

一般保育 (兄弟姉妹で同時利用する場合は2人目から半額になります) ※半額となった利用料については、「まかせて会員」からの申請により 市から補助金を交付します	平日昼間(7:00~19:00) 300円 早朝・夜間 400円 土・日・祝日・年末年始 400円
病児・病後児保育等 ★注1・★注2 (軽い発熱、回復時などで「まかせて会員」が対応できる場合)	400円

★1 病児・病後児保育等の利用は病院を受診してから「まかせて会員」へ預けましょう

★2 感染症及び病気やケガの症状が重い場合、または、急な発熱等の場合の保育園等への迎えはサポートできません

■ センターの受付時間

月曜日～金曜日 8:30～17:00 (土・日曜日・祝日・年末年始は休み)

■ 申込み・問い合わせ

●いずもファミリーサポートセンター 本部

〒693-0021 塩冶町641-9 いずも子育て支援センター内

電話：30-1261 (ファックス兼)

E-mail：kosodate@local.city.izumo.shimane.jp

●いずもファミリーサポートセンター 平田支部

〒691-0001 平田町2112-1 ひらた子育て支援センター内

電話：63-4466 (ファックス兼)

E-mail：famisapo-h@local.city.izumo.shimane.jp

●いずもファミリーサポートセンター 斐川支部

〒699-0505 斐川町上庄原1760-1 まめなが一番館内

電話：73-7375 ファックス：73-7376

E-mail：famisapo-hw@local.city.izumo.shimane.jp

○ 病児・病後児保育

■ 対象児童

病気・ケガのため集団保育が困難であり、保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な場合において、かかりつけ医が病児・病後児保育に適すると判断した次の①②のいずれかに該当する児童。

- ①出雲市内に住所を有する0歳から小学6年生までの児童
- ②出雲市外に住所を有しているが、出雲市内の保育所、幼稚園、認定こども園、家庭的保育事業等施設、認可外保育施設、小学校に在籍している児童

■ 実施施設

【病児保育室】…病気・ケガの進行期のとき 【病後児保育室】…病気・ケガの回復期のとき

施設名	定員	場所	電話	E-mail
病児保育室「ひよこ」(わたなべこどもレディースクリニック)【医療機関併設型】	4	武志町 836-6	0853-25-8104	
病児・病後児保育室「ニコニコうさぎ」(島根大学医学部附属病院)【医療機関併設型】	4	塩冶町 89-1	090-8999-3390	
病後児保育室「まーま」(浜山あおい保育園)【保育所併設型】	3	天神町 111-1	090-4574-9753	hama.aoi.ma-ma@docomo.ne.jp
病後児保育室「いるか」(おおつか保育園)【保育所併設型】	3	大塚町 790-1	080-1909-7479	ootuka-hoikuen.iruka@docomo.ne.jp
病後児保育室「あすなろキッズルーム」(あすなろ第2保育園)【保育所併設型】	3	白枝町 1337-8	080-2910-3521	a2kidsroom@docomo.ne.jp
病児・病後児保育「ほほえみ」(平田保育会)【保育所併設型】	6	平田町 475-9	0853-31-9995	

■ 利用の手順

- 1 見学：病気のお子様を、初めての場所、見知らぬ人に預けるのは、親にとっても、預けられるお子様も不安です。お子様が元気なときに、一緒に見学しておかれることをお勧めします。(見学前には、実施施設へご連絡ください。) また、実施施設や出雲市役所保育幼稚園課で、必要書類が冊子になっている「利用ブック」を入手してください。
- 2 予約：前日までに利用希望施設へ直接連絡して予約します。
- 3 受診：かかりつけ医を受診し、病児・病後児保育の利用ができるか診察を受け、利用可能であれば「医師連絡票」の記入をしてもらいます。(文書料がかかります。) ※利用不可のときは予約をキャンセルしましょう。
- 4 利用：持ち物を確認して利用しましょう。※医師連絡票に書かれた「利用見込み期間」内であっても、保育室を利用されないときがあった場合には、再度、医師連絡票をかかりつけ医に記入してもらってください。

■ 利用時間

基本時間(日曜日、祝日、休園・休診日は休業)

- 【月～金曜日】8:30～17:30
- 【土曜日】8:30～12:30(前日17:00までに要予約)
- ※「ひよこ」及び「ニコニコうさぎ」は、土曜日休業します。

延長時間(前日までに要予約)

- 【月～金曜日】8:00～8:30、17:30～18:00
- 【土曜日】8:00～8:30
- ※「ひよこ」は、「8:00～8:30」の延長時間はありません。

■ 利用料金

基本料金：1日(基本時間中)あたりの

料金(食事、おやつ代含む)

- 【病児保育室】1,000円
- 【病後児保育室】500円

※市内に住所を有する児童に対しては、世帯の住民税課税状況等に応じて減免を受けられる場合があります。

延長料金：8:00～8:30、17:30～18:00
各500円

その他：シーツ代 1日あたり150円

紙おむつ代 1枚30円

※『保育の必要性の認定』を受けており、認可保育所・幼稚園・認定こども園・企業主導型保育事業施設に在園していない3歳児～就学前までの子ども(住民税非課税世帯の場合は0歳児～2歳児も対象)の保育料部分は幼児教育・保育の無償化の対象となります。

問い合わせ 本庁…保育幼稚園課 電話：21-6119

○ 認可保育所・認定こども園（保育所部分） ・小規模保育事業施設への入所

保育所（ここでは、出雲市認可保育所・認定こども園（保育所部分）・小規模保育事業施設を合わせて「保育所」と記載しています。）は、保護者の就労や疾病などによりお子さんを家庭で保育できない場合に、保護者に代わって保育する児童福祉施設です。したがって、「集団生活を体験させたい」などの理由だけでは入所申込みはできません。

■ 保育の必要性の認定

保育所の入所を希望する場合は、保育を必要とする認定（以下「保育認定」といいます。）を受ける必要があります。

保育所入所が決定した場合は、入所月に「支給認定証」を出雲市から交付します。

保育所入所が未決定の場合は、送付しません。必要な場合はお問い合わせください。

■ 保育を必要とする事由

保育認定を受けることができるのは、保護者のいずれもが次の保育を必要とする事由のいずれかに該当し、お子さんを保育することが困難な場合です。

① 月 48 時間以上の就労

② 産前産後

（※入所期間は、出産（予定）日から起算して、前 8 週を含む月から出産日の翌日から起算して 8 週間を経過する日の属する月の間です。予定日より出産が早まった場合は、入所期間を短縮する場合があります。）

③ 疾病・負傷・障がい

④ 親族の介護・看護

⑤ 災害復旧

⑥ 求職活動（入所後、90 日以内に就労することが必要）

⑦ 就学・職業訓練

⑧ 児童虐待・DV

⑨ 市が特に認める場合

■ 保育を受けられる時間（保育必要量）

保育認定と一緒に保育を受けられる時間（以下「保育必要量」といいます。）を、保護者の保育を必要とする事由や就労時間などにより認定します。

保育必要量には、「保育標準時間」と「保育短時間」の 2 種類があり、保育所を利用できる時間が異なります。

① 「保育標準時間」：1 日に最大 11 時間の利用が可能です。

※「保育標準時間」に該当する方であっても、「保育短時間」の認定を希望される場合は、「保育短時間」として認定します。

② 「保育短時間」：1 日に最大 8 時間の利用が可能です。

※保護者のいずれか一方が「保育短時間」に該当する場合、「保育短時間」で認定します。

認定された保育必要量の利用時間を超える場合や、各保育所で定める利用時間から外れた時間を利用する場合は、延長保育となります。

■ 入所申込みに必要な書類

① 教育・保育給付認定申請書兼入所申込書 ※お子さん一人につき1枚必要です。

② 保育を必要とする事由を証明する書類（父母、同居の65歳未満祖父母※について必要です。）

※祖父母については、「保育を必要とする事由」がなくても入所の申込みはできますが、選考上の優先度が下がります。

No.	保育を必要とする事由	書類	備考
1	会社や官公署等に月48時間以上勤務 自営業・農業・漁業等に月48時間以上従事 内職に月48時間以上従事 ※年度途中で産後休暇・育児休業から職場復帰する方	就労(予定)証明書	〔出雲市所定様式〕 ◆会社や官公署等に雇用されている方は事業主に証明を受けてください。 ◆自営業・農業・漁業等に従事している場合は、取引先か地区の民生委員の証明を受けてください。 ◆申込時に就労「予定」の場合は、就労開始後、再度就労(予定)証明書を提出してください。 ◆内職の場合は、必ず発注者の証明を受けてください。 ◆年度途中で産後休暇・育児休業から職場復帰する方は、就労(予定)証明書の産後休暇・育児休業記載欄に期間を明記してください。 ※入所前月までに、復帰予定証明書を提出していただきます。
2	産前産後	「保育を必要とする事由申立書」 母子健康手帳(コピー)	保護者名、出産予定日が確認できる部分のコピーを提出してください。
3	疾病・負傷・障がい	「保育を必要とする事由申立書」 「診断書」または「各種障がい者手帳(コピー)」	診断書〔出雲市所定様式〕:医師の証明を受けてください。
4	親族の介護・看護	「保育を必要とする事由申立書」 被介護者の「診断書」または「各種障がい者手帳・介護保険証(認定済)等(コピー)」	診断書〔出雲市所定様式〕:医師の証明を受けてください。
5	災害復旧	「保育を必要とする事由申立書」 「り災証明書」	
6	求職活動	「保育を必要とする事由申立書」	
7	就学・職業訓練	「保育を必要とする事由申立書」 「学生証(コピー)」または「在学を証明できる書類」もしくは「職業訓練を受講していることが分かる書類」および「カリキュラム(コピー)」	申込時に就学していない場合は、合格通知書を提出してください。就学後、在学証明書を提出してください。カリキュラムは、受講期間および受講時間の分かるものを提出してください。
8	児童虐待・DV	保育幼稚園課へご相談ください。	

③ 同意書兼誓約書

④ 個人番号(マイナンバー)申告書

提出の際には、(i)保護者の「個人番号カード等」と(ii)窓口に来られた方の「運転免許証等」を必ず持参してください。

⑤ 保育所入所申込チェック表

⑥ 保育料算定のための書類

出雲市転入前に申込みをされる場合：所得課税証明書（収入状況、控除内訳、課税状況全て記載されたもの）

※父母及び祖父母等の扶養義務者のものがが必要です。

ただし、住民税が出雲市で課税されている方、出雲市外で課税されている方で出雲市転入済みの方は不要です。

⑦ その他（申込対象児童が障がい等を有する場合）

児童の障がい等を証する各種障がい者手帳（コピー）、特別児童扶養手当証書（コピー）又は診断書（市の指定する様式に限る） ※提出は必須ではありません。

■ 申込期限

必要な書類をそろえて入所希望月の前月の1日～12日頃まで（各月の申込期限は、保育幼稚園課へお問い合わせください）にお申し込みください。

ただし、産前産後休暇・育児休業からの復帰による入所を希望される方については、予約申込みを受け付けます。

翌年度の入所申込みについては、例年10月下旬から必要書類を配布し、11月中旬から市で受付開始予定です。

■ 入所の決定

入所希望者数が保育所の入所可能枠数を上回った場合は、提出された書類を基に入所指数を定め、合計入所指数の高い順に希望する保育所に選考を行います。

また、希望する保育所に入所枠がない場合や、入所枠を超える場合には入所を決定できないこともあります。

入所の可否は、入所希望月の前月20日頃の入所選考会議により決定し、結果をご連絡します。

■ 申込み・問い合わせ先

本庁	…保育幼稚園課入園係	電話：21-6964
平田行政センター	…市民サービス課	電話：63-5567
佐田行政センター	…市民サービス課	電話：84-0111
多伎行政センター	…市民サービス課	電話：86-3116
湖陵行政センター	…市民サービス課	電話：43-1215
大社行政センター	…市民サービス課	電話：53-3116
斐川行政センター	…市民サービス課	電話：73-9110

○ 保育所の保育料

■ 保育料の算定

保育料は、原則、各月 1 日を基準日として、児童と生計を同じくする保護者（父母）の市町村民税の課税状況やひとり親世帯、在宅障がい者世帯などの世帯状況、児童の出生順位、児童の年齢（4 月 1 日時点）、保育必要量の区分により算定します。

3 歳児以上の保育料は無料です。（0～2 歳児は住民税非課税世帯の場合、保育料が無料となります。）

階層区分は 1 階層～19 階層（0 円～55,000 円）に分かれています。

上記により算定された保育料とは別に、給食費（3 歳児以上）や保護者会費、教材費等の負担が必要になる場合があります。

■ 保育料の納付

認可保育所の保育料の納付期限は、保育を実施した月の翌月末日（11 月分については 12 月 27 日）です。（金融機関の休業日に当たるときは原則、翌営業日です。）

認定こども園（保育所部分）及び小規模保育事業施設の保育料の納付期限は、施設にお問い合わせください。

■ 出雲市独自の多子世帯軽減制度

子どもが 3 人以上いる世帯で、保育所入所児童のうち最年長の子どもが 3 人目以降の子どもの場合、この最年長の子どもの保育料は半額になります。ただし、同一世帯で保育料の滞納がある場合には、この軽減制度を受けることができません。また、この軽減制度を受けるためには、毎年度申請が必要です。

保育料に関する**問い合わせ**は、保育幼稚園課入園係 電話：21-6964 へお願いします。

○ 保育所等一覽

地域	地区	施設名	公・私	住所	電話	定員	開所時間 上段：月～金 下段：土	保育短時間の時間帯※	延長保育	休日保育	一時保育
出雲	今市	出雲乳児保育所	私	今市町1694-8	21-0774	100	7:00～18:00 7:00～18:00	8:30～16:30	○		○
		出雲市立 中央保育所 (保育年齢 1・2歳で離乳食完了児童)	公	今市町828-2	21-0597	30	7:30～18:30 7:30～17:15	8:30～16:30	■		○
		出雲聖園マリア園	私	今市町284	21-3620	150	7:00～18:00 7:00～18:00	8:30～16:30	○		○
		ねむの木保育園	私	駅南町1丁目12-1	22-8551	50	7:30～18:30 7:30～18:30	8:30～16:30	○		○
		ねむの木夜間保育園	私	駅南町1丁目12-1	22-8551	20	11:00～22:00 11:00～22:00	13:00～21:00	☆ 8時から 26時まで		○
	大津	一の谷保育園	私	大津町3627-8	30-7077	120	7:00～18:00 7:00～18:00	8:30～16:30	○		○
		たちばな保育園	私	大津町1409-3	21-8080	200	7:00～18:00 7:00～18:00	8:00～16:00	○	○	○
		おおつ保育園	私	大津町2366-1	22-1124	50	7:20～18:20 7:20～18:20	8:30～16:30	○		○
		きんろう保育園	私	大津新崎町7丁目59	22-1313	100	7:15～18:15 7:15～18:15	8:15～16:15	○		○
		すぎの子保育園	私	大津町1608-1	22-8003	100	7:15～18:15 7:30～18:15	8:15～16:15	○		○
	塩冶	出雲スマイル保育園	私	塩冶町1192-2	25-7590	70	7:30～18:30 7:30～18:30	8:30～16:30	○ 後30分		○
		出雲すみれ保育園	私	塩冶町971-1	24-1122	30	7:30～18:30 7:30～18:30	8:30～16:30	☆ 25時まで	○	○
		浜山あおい保育園	私	天神町111-1	23-8825	170	7:00～18:00 7:00～18:00	8:00～16:00	○		○
		えんや保育園	私	上塩冶町1751-4	22-6528	100	7:15～18:15 7:15～18:15	8:30～16:30	○		○
		ひかり保育園	私	塩冶町338-1	21-3808	60	7:15～18:15 7:15～18:15	8:30～16:30	○		○
		ひまわり第1保育園	私	天神町870-2	22-5172	100	7:00～18:00 7:00～18:00	8:30～16:30	○		○
		ひまわり第2保育園	私	塩冶町869-1	23-5978	110	7:00～18:00 7:00～18:00	8:30～16:30	○		○
	古志	古志ひまわり保育園	私	古志町2450-1	23-1504	90	7:00～18:00 7:00～18:00	8:30～16:30	○	○	○
	神門	神門保育園	私	下古志町475	21-0846	110	7:00～18:00 7:00～18:00	8:00～16:00	○		○
		神門Ⅱ保育園	私	西新町3丁目1-2	24-6331	80	7:00～18:00 7:00～18:00	8:00～16:00	○		○
	高松	浜山保育園	私	浜町90-1	22-1612	120	7:00～18:00 7:00～18:00	8:00～16:00	○		○
		浜山あまつひ保育園	私	松寿下町461-1	23-8828	60	7:00～18:00 7:00～18:00	8:00～16:00	○		○
		あすなろ保育園	私	白枝町394-1	21-4848	240	7:00～18:00 7:00～18:00	8:30～16:30	○	○	○
		あすなろ第2保育園	私	白枝町1337-8	21-7188	220	7:00～18:00 7:00～18:00	8:30～16:30	○	○	○
	四絡	わたりはし保育園	私	渡橋町662	23-1592	120	7:00～18:00 7:00～18:00	8:30～16:30	☆ 20時まで	○	○
		おおつか保育園	私	大塚町790-1	23-4384	190	7:15～18:15 7:15～18:15	8:15～16:15	○		○
		おやま保育園	私	小山町618-1	23-6008	120	7:00～18:00 7:00～18:00	8:30～16:30	○		○
	高浜	さとがた保育園	私	里方町750-1	21-4517	140	7:00～18:00 7:00～18:00	8:00～16:00	○	○	○
	川跡	ほくよう保育園	私	稲岡町372	31-8839	120	7:00～18:00 7:00～18:00	8:00～16:00	○		○
		かなで保育園	私	中野町862	31-5163	110	7:00～18:00 7:00～18:00	8:30～16:30	○		○
なかの保育園		私	中野美保南3丁目1-1	22-5222	140	7:00～18:00 7:00～18:00	8:00～16:00	○		○	
神西	出雲サンサン保育園	私	神西沖町1315	43-7033	60	7:00～18:00 7:00～18:00	8:00～16:00	○		○	

地域	地区	施設名	公・私	住所	電話	定員	開所時間 上段：月～金 下段：土	保育短時間の 時間帯※	延長 保育	休日 保育	一時 保育
出雲	長浜	西園保育園	私	西園町329	28-0137	75	7:00～18:00 7:00～18:00	8:00～16:00	○		○
		外園保育園	私	外園町204-1	28-0237	50	7:00～18:00 7:00～18:00	8:00～16:00	○		○
		荒茅保育園	私	荒茅町1021-6	28-0940	80	7:15～18:15 7:15～18:15	8:00～16:00	○		○
平田	平田	みなみ保育所	私	平田町2390-33	62-2374	150	7:30～18:30 7:30～18:30	8:30～16:30	○		○
		平田保育所	私	平田町475-9	62-3207	220	7:30～18:30 7:30～18:30	8:30～16:30	○		○
		ひらた乳児保育園 (保育年齢 0～2歳児)※1	私	西平田町213-2	63-3493	12	7:30～18:30 7:30～18:30	8:30～16:30	○ 後30分		○
	灘分	認定こども園 光幼保育園	私	灘分町266-2	63-3681	75	7:30～18:30 7:30～18:30	8:30～16:30	○ 後30分		○
	国富	ひらた西保育園	私	国富町57-1	63-7500	70	7:15～18:15 7:15～18:15	8:15～16:15	○	○	○
	西田	わにぶち保育所	私	万田町764-2	31-5101	60	7:30～18:30 7:30～18:30	8:30～16:30	○		○
	久多美佐香	中部保育所	私	東福町420-1	63-3221	120	7:30～18:30 7:30～18:30	8:30～16:30	○		○
佐田	須佐	出雲市立 須佐保育所	公	佐田町須佐1146	84-0125	80	7:30～18:30 7:30～17:00	8:00～16:00	○ 後30分		○
	窪田	出雲市立 窪田保育所	公	佐田町一窪田1430-1	85-2224	50	7:30～18:30 7:30～17:00	8:00～16:00	■		
多伎	認定こども園 多伎こども園	私	多伎町小田50-5	86-2711	100	7:30～18:30 7:30～18:30	8:30～16:30	○ 後30分		○	
湖陵	ハマナス保育園	私	湖陵町二部1745-2	43-2621	120	7:00～18:00 7:00～18:00	8:00～16:00	○		○	
大社	遙堤	こぐま保育園	私	大社町入南1307-5	53-1123	160	7:00～18:00 7:30～18:00	8:00～16:00	○		○
	大社	たいしゃ保育園	私	大社町杵築南1235	53-2423	110	7:30～18:30 7:30～18:00	8:30～16:30	○ 後30分		○
斐川	莊原	東部保育園	私	斐川町莊原2300-1	72-1331	130	7:15～18:15 7:15～18:15	8:30～16:30	○		○
		莊原保育園	私	斐川町上庄原305-1	72-6984	120	7:15～18:15 7:15～18:15	8:30～16:30	○		○
	出西	わらべのうち保育園	私	斐川町神氷2861-8	72-7788	35	7:15～18:15 7:15～18:15	8:30～16:30	○	○	○
		あい川保育園	私	斐川町併川1500-1	31-8686	70	7:30～18:30 7:30～18:30	8:30～16:30	○		○
		出西保育園	私	斐川町出西1943-1	72-1107	110	7:15～18:15 7:15～18:15	8:30～16:30	○		○
	伊波野	伊波野保育園	私	斐川町富村1206	72-2051	140	7:30～18:30 7:30～18:30	8:30～16:30	○		○
		認定こども園 北陵幼稚園・北陵保育園	私	斐川町上直江3337	73-7296	70	7:15～18:15 7:15～18:15	8:15～16:15	○ 後30分		○
久木	出雲市立 直江保育所	公	斐川町美南1500	72-2050	140	7:30～18:30 7:30～18:30	8:30～16:30	■		○	
出東	認定こども園 出東こども園	私	斐川町三分市1071-4	62-3362	100	7:15～18:15 7:15～18:15	8:30～16:30	○		○	

※1 ひらた乳児保育園は小規模保育事業施設で、保育年齢0～2歳児のみの受入れです。
2歳児クラスの卒園児で希望される方は、翌年度に平田保育会の各施設（平田・みなみ・わにぶち・中部・北部）へ継続入所することができます。

【延長保育】

保護者の就労時間の事情に対応するため、通常の開所時間（11時間）の前後に延長して預けることができます。
保育料とは別に利用料がかかります。

“○”の施設は、通常開所時間以降、1時間の延長利用が可能です。

“☆”の施設は、特に長い時間の延長利用が可能です。

“■”の施設は、開所時間（11時間）を超えての延長保育は実施していません。

（※）「保育短時間の時間帯」とは、保育短時間認定を受けた場合に利用できる時間帯です。

保育短時間の認定を受けていて、この時間帯から外れた時間を利用する場合は、保育料とは別に利用料がかかります。

問い合わせ 本庁…保育幼稚園課 平田・佐田・多伎・湖陵・大社・斐川行政センター…市民サービス課

○ 各種保育サービス

■ 乳児保育

出雲市立中央保育所以外の全保育所で、産休明け（8週間）の翌月初日から入所できます。

（※中央保育所は、離乳食を完了した1～2歳児のみの受入れとなり、3歳児以降は中央幼稚園となります。）

■ 延長保育

保護者の就労時間の事情に対応するため、延長保育を実施しています。

延長保育には、11時間の開所時間を超えて実施されるものと、保育短時間認定を受けた方を対象に、11時間の開所時間の中で実施されるものがあります。

利用料金等は各保育所にご確認ください。

■ 土曜保育

社会福祉法人平田保育会の「平田・みなみ・わにぶち・中部・北部」の5つの保育所では、土曜日に平田保育所において共同保育を実施しています。

社会福祉法人おおつか福祉会の「ねむの木・ねむの木夜間保育園」の2つの保育所では、土曜日は共同保育を実施しています。

■ 休日保育（日曜日、祝日の預かり）

認可保育所に入所しているお子さんが、日曜日や祝日に保護者の就労等により家庭で保育ができない場合に、休日保育を実施している保育所に預けることができます。他の保育所に入所しているお子さんも利用できます。

● 受入れ可能な保育所

- ▶ たちばな保育園
- ▶ 出雲すみれ保育園
- ▶ 古志ひまわり保育園
- ▶ あすなる保育園
- ▶ あすなる第2保育園
- ▶ わたりはし保育園
- ▶ さとがた保育園
- ▶ ひらた西保育園
- ▶ わらべのうち保育園

■ 一時保育

急な用事や就労、私的理由等により、一時的に家庭で保育ができないとき、お子さんをお預かりすることができます。

利用単位は1日または半日です。

日曜日、祝日については、上記の休日保育を実施している保育所のみ対応できます。

利用可能日、料金等は、直接、各保育所にお尋ねください。

（参考）利用料： 1,800円／一日 900円／半日（給食利用なしの場合）

※『保育の必要性の認定』を受けており、認可保育所・幼稚園・認定こども園・企業主導型保育事業施設に在園していない3歳児～就学前までの子ども（住民税非課税世帯の場合は0歳児～2歳児も対象）の保育料部分は、幼児教育・保育の無償化の対象となります。

■ 障がい児保育

障がいのあるお子さんの保育所入所を希望される場合は、事前に各保育所へご相談の上、お申し込みください。

○ 出雲市認定保育所

■ 認定保育所とは

認可を受けていない保育施設で、島根県が定める設備等の基準を満たし、自ら定めた指導計画により保育を行っている市が認定した施設です。

■ 出雲市認定保育所一覧

施設名	住所	電話
大社こどもランド保育園	出雲市大社町修理免 466-1	53-3985

*入所申込み及び詳細は、直接保育所へお問い合わせください。

*保育料は、施設で独自に定めています。

*『保育の必要性の認定』を受けており、認可保育所・幼稚園・認定こども園・企業主導型保育事業施設に在園していない3歳児～就学前までの子ども（住民税非課税世帯の場合は0歳児～2歳児も対象）の保育料部分は、幼児教育・保育の無償化の対象となります。

■ 出雲市認定保育所の第3子以降保育料の1/2軽減について

出雲市では、保護者等が現に養育している18歳未満の児童が3人以上いる世帯のうち、当該世帯の3人目以降の児童が認定保育所に入所しており、かつ、認可保育所の入所要件を満たしている場合、保護者の経済的負担を軽減するため、保育料の1/2軽減を行っています。

保育料の1/2軽減を受けるためには、所定の申請書等の提出が必要です。必要書類は施設にありますので、必要事項を記入の上、申請してください。

○ 企業主導型保育事業施設

■ 企業主導型保育事業施設とは

国からの助成を受け、企業が実施する事業所内保育施設です。

実施する企業の従業員の児童（従業員枠）だけでなく、地域の子どもの受入れ（地域枠）を行っている施設があります。

施設名	住所	電話
あいぐらん保育園出雲	塩冶町 735-1	082-535-3721
キッズプラス出雲園	今市町北本町 1 丁目 1-15	27-9355
やまご保育園 みのりの森	平田町 1708-1	25-8062
おひさま保育園	今市町 827-21	31-9801
muRata ゆめの森保育園（従業員枠のみ）	斐川町上直江 2493-3	25-8520
のびのび広場いずも保育園	塩冶町 2130	25-8024

*入所申込み及び詳細は、直接保育所へお問い合わせください。

*保育料は、各施設で独自に定めています。

*保育の必要性のある3歳児～就学前までの子ども（住民税非課税世帯の場合は0歳児～2歳児も対象）の保育料部分は無償となります。詳しくは各施設へお尋ねください。

問い合わせ 保育幼稚園課入園係 電話：21-6964

○ 幼稚園・認定こども園（幼稚園部分） への入園

■ 幼稚園に入るには

幼稚園は、家庭や地域との連携を取りながら、幼児が集団生活を通して、心身の健やかな発達の基礎となる力を培っていくとともに、小学校入学以後に必要な生活や学習の基盤を育てていく教育の場です。年度始めからの入園については、全園一斉に募集を行います。なお、入園申込みが募集人員を超えた場合は、抽選により対象者を決定します。年度途中の入園については、定員に空きのある場合に入園できます。詳しくは、各幼稚園までお問い合わせください。

■ 対象児（令和4年度入園）

1年保育（5歳児）	平成28年4月2日～平成29年4月1日生まれの幼児
2年保育（4歳児）	平成29年4月2日～平成30年4月1日生まれの幼児
3年保育（3歳児）	平成30年4月2日～平成31年4月1日生まれの幼児

■ 保育日及び保育時間

月曜日～金曜日（祝日を除く） 9：00～14：30 ※3歳児について…年度当初は9：00～11：00（幼稚園によって多少保育時間が異なります。）集団生活の状況に応じて、徐々に保育時間を延長します。

■ 休業日

- ・土曜日、日曜日及び国民の祝日
- ・学年始休業日 4月1日～4月7日
- ・夏季休業日 7月21日～8月31日
- ・冬季休業日 12月26日～翌年1月7日
- ・学年末休業日 3月25日～3月31日

■ 入園申込みに必要な書類

①幼稚園入園願

②教育・保育給付認定申請書

③個人番号（マイナンバー）申告書

提出の際には、(i)保護者の「個人番号カード等」と、(ii)(i)と同じ方の「運転免許証等」の写しを添付してください。

※預かり保育を利用する方で、預かり保育料の無償化を希望される方は、以下の書類も提出してください。

「保育の必要性の認定」を受けている期間の預かり保育料が無料となります。

④子育てのための施設等利用給付認定申請書

※お子さん一人につき1枚必要です。

⑤保育を必要とする事由を証明する書類（父母について必要です。）

※保育を必要とする事由は30ページをご覧ください。

■ 令和5年度の園児募集

令和5年4月以降の入園については、令和4年10月下旬から必要書類を配布し、11月中旬から各幼稚園で受付開始予定です。

■ 未就園児教室

出雲市内全ての幼稚園、認定こども園（幼稚園部分）において、未就園児（0～2歳児）とその保護者を対象に未就園児教室を実施しています。実施日等詳しくは、幼稚園までお問い合わせください。

問い合わせ 市立の幼稚園については… 本庁…保育幼稚園課入園係 電話：21-6964

○ 幼稚園・認定こども園一覧

施設名	公・私	住所	電話	一時預かり	施設名	公・私	住所	電話	一時預かり
今市幼稚園	公	今市町 1205	21-0958	○	平田幼稚園	公	西平田町 17	63-2616	○
大津幼稚園	公	大津町 1683	21-0768	○	東幼稚園	公	園町 1334-1	63-2617	○
上津幼稚園	公	上島町 884	48-0061	○	湖陵幼稚園	公	湖陵町二部 1117	43-0466	○
塩冶幼稚園	公	塩冶町 900	21-0706	○	大社幼稚園	公	大社町杵築南 1201	53-2225	○
古志幼稚園	公	古志町 1949	21-1024	△	荒木幼稚園	公	大社町北荒木 310	53-1352	○
高松幼稚園	公	松寄下町 722-1	22-2123	○	遙堪幼稚園	公	大社町遙堪 73-1	53-2434	○
長浜幼稚園	公	荒茅町 3812	28-0723	△	荘原幼稚園	公	斐川町荘原 2300-6	72-1530	○
四絡幼稚園	公	小山町 655	21-0991	○	西野幼稚園	公	斐川町富村 537	72-6188	○
高浜幼稚園	公	里方町 30	23-0894	△	中部幼稚園	公	斐川町直江 4243	72-8908	○
川跡幼稚園	公	稲岡町 24-1	21-0695	○	認定こども園 光幼保育園	私	灘分町 266-2	63-3681	※4
鳶巣幼稚園	公	東林木町 890-4	21-0888	○	認定こども園 多伎こども園	私	多伎町小田 50-5	86-2711	※4
朝山幼稚園	公	所原町 185	48-0126	○	認定こども園 北陵幼稚園・ 北陵保育園	私	斐川町上直江 3337	73-7296	※4
稗原幼稚園	公	稗原町 2825	48-0087	○					
神門幼稚園	公	知井宮町 481-1	21-0845	○					
神西幼稚園	公	神西沖町 447	43-1425	△	認定こども園 出東こども園	私	斐川町三分市 1071-4	62-3362	※4
中央幼稚園	公	今市町 828	21-0597	○					

※1 預かり保育の利用希望者が定員を超えるときなど、利用できない場合があります。

※2 一時預かりが「○」の園の実施時間は、7：30～8：30、14：30～18：30。（長期休業期間中は、7：30～18：30）

※3 一時預かりが「△」の園の実施時間は、14：30～16：30。（長期休業期間中は、8：30～16：30）

※4 認定こども園の幼稚園利用については、園へ直接お尋ねください。

■ 幼稚園の保育料

幼稚園保育料は無料です。ただし、一時預かり事業の預かり保育料や給食費、保護者会費、教材費等の負担が必要になる場合があります。

預かり保育料の無償化については、『保育の必要性の認定』の申請が必要です。

■ 市立幼稚園一時預かり事業

一時預かりとは、在園児を対象として通常の教育時間外に一時的に預かり保育を行う制度です。

	実施日	実施時間	利用料金 (1回の料金)
16:30までの 預かり	平日	14:30~16:30	200円
	夏季、冬季、学年始、 学年末休業日	8:30~16:30のうち、3時間以内の利用	300円
		8:30~16:30のうち、3時間を超え5時間以内の利用	500円
		8:30~16:30のうち、5時間を超える利用	800円
18:30までの 預かり	平日	7:30~8:30	100円
		14:30~16:30	200円
		14:30~18:30	400円
	夏季、冬季、学年始、 学年末休業日	7:30~18:30のうち、3時間以内の利用	300円
		7:30~18:30のうち、3時間を超え5時間以内の利用	500円
		7:30~18:30のうち、5時間を超え8時間以内の利用	800円
		7:30~18:30のうち、8時間を超える利用	1,100円

※「保育の必要性の認定」を受けている期間の預かり保育料は無料です。認定を受けるには手続きが必要です。手続きには下記の書類が必要です。

①子育てのための施設等利用給付認定申請書

※お子さん一人につき1枚必要です。

②保育を必要とする事由を証明する書類（父母について必要です。）

※保育を必要とする事由は、30ページをご覧ください。

■ 預かり保育料の納付

預かり保育料の納付期限は、一時預かりを利用した月の翌末日（11月分については12月27日）です。（金融機関の休業日に当たるときは原則、翌営業日です。）

○ 児童クラブ

児童クラブは、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童を対象に、放課後や長期休業期間中に、適切な遊び及び生活の場として開設しています。児童クラブの運営は地域の協力により、地域で組織される運営委員会で行っています。

■ 対象児童

児童クラブの対象児童は、本市に住所を有する者で、主として昼間保護者のいない家庭の小学校に就学している児童です。

■ 開設日時

- 月～金曜日の放課後～18時（原則）
- 土曜日、長期休業中は原則として8時～18時
※土曜日の開設および閉鎖時間の延長（18時30分まで）の実施については、各児童クラブによって異なります。

■ 休所日

日曜日、国民の祝日、8月13日～16日、
年末年始（12月29日～翌年の1月3日）、その他

■ 入会

各児童クラブへ直接お問い合わせください。入会申請書等により審査のうえ、入会を決定します。定員に空きがない場合は、入会をお断りすることがありますので、ご了承ください。また、児童クラブは年間を通しての受入を前提としており、夏休みのみ等の受入はできませんのでご了承ください。

■ 保護者負担金

- 月額負担金 7,000円
 - 開設時間の延長利用 100円/10分
- その他、各児童クラブにおいて、おやつ代・教材費などを実費徴収されます。
- 保護者負担金には、次の減免制度があります。

区 分	減免する額	
	月額負担金	延長負担金
同一世帯から2人以上入会している場合、最年長者を除く児童	月額1,000円	
当該年度に納付すべき市町村民税の所得割額がない世帯の1人入会の場合及び同一世帯から2人以上入会している場合の最年長者。減免申請が必要です	月額1,500円	50円/10分
当該年度に納付すべき市町村民税の所得割額がない世帯の同一世帯から2人以上入会している場合の次年長者。減免申請が必要です	月額2,000円	50円/10分
当該年度に納付すべき市町村民税の所得割額がない世帯の同一世帯から3人以上入会している場合の最年長者及び次年長者以外の児童。減免申請が必要です	月額3,000円	50円/10分
生活保護法の規定による保護を受ける世帯の児童。減免申請が必要です	全額免除	50円/10分

問い合わせ 保護者負担金についてのお問い合わせは、子ども政策課児童クラブ係 電話：21-6131 までお願いします。

○ 児童クラブ一覽

■ 市設置の児童クラブ

小学校区	クラブ名	住 所	電 話
今市	今市第1児童クラブ	今市町北本町2丁目1-1(今市小学校内)	25-3735
	今市第2児童クラブ	今市町北本町2丁目1-1(今市小学校内)	25-3735
大津	大津第1児童クラブ	大津町394(大津小学校地内)	25-2206
	大津第2児童クラブ	大津町588-4	22-3800
塩冶	塩冶第1学童クラブ	塩冶町675-2	22-6364
	塩冶第2学童クラブ	塩冶町653-2	22-8492
	塩冶第3学童クラブ	塩冶町423-4	22-7484
	塩冶第4学童クラブ	塩冶町473	22-5660
四絡	四絡第1児童クラブ	大塚町821-3(四絡小学校地内)	24-4881
	四絡第2児童クラブ	大塚町827-1	23-7115
	四絡第3児童クラブ	大塚町821-3(四絡小学校地内)	24-7719
北陽	北陽第1こどもクラブ	稲岡町14-3(北陽小学校地内)	25-3740
	北陽第2こどもクラブ	荻籽町211-1	21-1602
高浜	高浜児童クラブ	平野町1209-2	20-0288
神戸川	神戸川第1児童クラブ	知井宮町481-1(神門幼稚園地内)	30-1257
	神戸川第2児童クラブ	芦渡町790	25-1750
	古志児童クラブ	古志町1955(古志スポーツセンター内)	22-7400
高松	高松第1児童クラブ	白枝町396-1(あすなろ保育園地内)	21-5887
	高松第2児童クラブ	浜町2110-4(旧浜山保育園地内)	22-8466
長浜	長浜児童クラブ	荒茅町3901	28-3871
神西	神西児童クラブ	神西沖町479-1	43-1910
上津	上津児童クラブ	上島町869(上津小学校内)	48-9222
みなみ	朝山児童クラブ	所原町185	48-2772
	乙立子どもクラブ	乙立町1028-4(旧乙立小学校内)	45-0609
稗原	稗原児童クラブ	稗原町2825(稗原小学校内)	48-2250
平田	平田コスモス児童クラブ	西平田町6-1(平田小学校地内)	63-3357
灘分	灘分いなほ児童クラブ	灘分町2091(灘分小学校地内)	63-2636
国富	国富あおぞら児童クラブ	国富町381(国富小学校内)	63-0560
西田・鯉淵・北浜	ひかり児童クラブ	万田町790-1(西田染焼作業場内)	62-0555
さくら	ひまわり児童クラブ	東福町453(さくら小学校内)	63-2883
朝陽	あさひ児童クラブ	園町64-2(朝陽小学校内)	62-0355
須佐	須佐小児童クラブ	佐田町須佐1137-1(須佐小学校内)	84-1850
窪田	窪田小児童クラブ	佐田町一窪田1988-1	85-2911
多伎	多伎児童クラブ	多伎町小田50(多伎地域福祉センター内)	86-7055

小学校区	クラブ名	住 所	電 話
湖陵	湖陵児童クラブ	湖陵町二部 1117 (湖陵幼稚園地内)	43-8811
大社	杵築児童クラブ	大社町杵築南 1201 (大社幼稚園内)	53-2245
荒木	荒木児童クラブ	大社町修理免 752-1 (大社ご縁広場南隣)	53-0552
遙堪	遙堪児童クラブ	大社町遙堪 73 (遙堪小学校地内)	53-5800
荘原	荘原小児童クラブ	斐川町神庭 273 (荘原小学校地内)	72-7725
西野	西野小第1児童クラブ	斐川町富村 520-1 (西野幼稚園地内)	72-7198
	西野小第2児童クラブ	斐川町富村 519-1 (西野幼稚園地内)	72-4822
中部	中部小児童クラブ	斐川町直江 4244 (中部小学校地内)	72-5276
出東	出東小児童クラブ	斐川町三分市 1076 (出東小学校内)	090-6403-6834

■ 社会福祉法人等が運営する児童クラブ

開設日時、料金、申込期間、方法等は市設置の児童クラブと異なります。問い合わせは、各児童クラブにお願いします。

小学校区	クラブ名	住 所	電 話
塩冶	わくわく児童クラブ	塩冶町 2128	080-8653-1623
高松	あすなろ児童クラブ	白枝町 397-2	21-7070
高浜	デハ1にここに児童クラブ	里方町 754-1 (さとがた保育園隣接)	31-4557
神戸川	神門おひさま児童クラブ	芦渡町 822-15	25-8275
長浜	荒茅学童クラブ	荒茅町 1021-4 (荒茅保育園隣接)	25-7402
平田	のびのび児童クラブ	平田町 475-9 (平田保育所隣接)	31-6233
西野	出西児童クラブ	斐川町出西 1495 (出西保育園隣接)	31-7177

■ 小学校児童の受入れを行う保育所

児童クラブのほか、小学校児童の受入れを実施する保育所もあります。詳細は、直接お問い合わせください。

- | | | | |
|------------|------------|-----------|------------|
| ▶出雲聖園マリア園 | 電話：21-3620 | ▶北谷保育所 | 電話：68-0106 |
| ▶出雲すみれ保育園 | 電話：24-1122 | ▶ひらた乳児保育園 | 電話：63-3493 |
| ▶わらべのうち保育園 | 電話：72-7788 | ▶ほくよう保育園 | 電話：31-8839 |

■ 児童館

小学校区	児童館名	住 所	電 話
伊野	伊野児童館	野郷町 490-3	67-0938

○ 放課後子ども教室

○地域の方々の協力を得て、放課後や週末、夏休みなどに、小学校やコミュニティセンターなどで、お子さんの学び、遊びなどの場を提供しています。開設日は各教室により異なります。詳しくは、各教室にお尋ねください。

○保護者の仕事の有無にかかわらず、全ての小学生が利用できます。

○利用は基本的に無料ですが、原材料費、保険料等のほか、特別な催しに負担をお願いする場合があります。

※児童クラブのように毎日開設するものではありません。

★放課後子ども教室は、地域の皆さん（有償ボランティアを含む）によって支えられています。各教室では、活動にご協力をいただける方を募集しています。

問い合わせ 出雲市教育委員会 教育政策課 電話：0853-21-6909

小学校区	教室名	主な開設場所	連絡先	電話番号
大津	弥生の森子ども広場	大津コミュニティセンター	大津コミュニティセンター	21-0172
上津	上津っ子みちくさ教室	上津コミュニティセンター	上津コミュニティセンター	48-0301
塩冶	塩冶地区放課後子ども教室	塩冶小学校	担当 奈良井	090-4579-4432
高松	まつぼっくり教室	高松コミュニティセンター	高松コミュニティセンター	21-0671
四絡	よつがね子どもスクール	四絡コミュニティセンター	四絡コミュニティセンター	21-0369
高浜	高浜子ども教室	高浜コミュニティセンター	コーディネーター 米山	23-5355
北陽	かわとチャレンジ広場	川跡コミュニティセンター	川跡コミュニティセンター	21-0694
北陽	鳶巣ゆめひろば	鳶巣コミュニティセンター	鳶巣コミュニティセンター	21-0174
平田	はすだっ子子ども教室	平田小学校 体育館	代表 高橋	070-3773-7836
国富	ほんそごスクール	国富コミュニティセンター	国富コミュニティセンター	63-1372
さくら	ジャンプ教室	さくら小学校	久多美コミュニティセンター	63-1374
伊野	いのっ子教室	伊野コミュニティセンター	伊野コミュニティセンター	69-1526
湖陵	KIDS・STATION	湖陵小学校	湖陵コミュニティセンター	43-2480
荘原	荘原放課後こども教室	荘原コミュニティセンター	荘原コミュニティセンター	72-4600
西野	なかよしクラブ	伊波野コミュニティセンター	伊波野コミュニティセンター	72-1311
西野	出西わくわく教室	出西コミュニティセンター	出西コミュニティセンター	72-9204
出東	出東虹教室	出東コミュニティセンター	出東コミュニティセンター	62-5033

○ 子育て短期支援事業

～身近に頼る人がなく困っている子育て家庭のために～

〈他の制度の利用対象外となる場合など〉

疾病や仕事等の理由により一時的に児童を預けたいのに、身近に頼る人がなく、預ける場所もなく困っている家庭について、市が指定する福祉施設（実施施設）で、一時的に児童を預かります。

■ 利用の対象

対象児童：市内の0歳から中学生までの児童

対象となる理由：保護者の方が、次のような理由で一時的に養育できない状況となった場合に対象となります。

- ・ 疾病、出産、けが等により入院や通院又は自宅療養を要する場合
- ・ 親族の疾病等によりその看護及び介護に当たる場合
- ・ 事故、災害にあった場合
- ・ 冠婚葬祭、公的行事等への参加のため不在となる場合
- ・ 仕事で出張する場合
- ・ 就業のため、帰宅が夜間にわたる場合
- ・ 育児疲れ、育児不安等により児童の養育が困難となった場合 など

※ただし、他に児童を預ける人がいる場合、他の制度の対象となる場合、医療機関にかかる必要がある場合等は利用できません。

■ 利用料金

午前8時から午後5時までの時間帯に利用した場合	2,000円
午後5時から午後10時までの時間帯に利用した場合	2,500円
午後10時から午前8時までの時間帯に利用した場合	6,000円

※生活保護世帯、市町村民税が非課税又は均等割のみの世帯、ひとり親世帯等には減免措置があります。

※上記の他、食費やおむつ代等を保護者の方に負担いただきます。

■ 実施施設

さとがた保育園（里方町）

CSいずも放課後デイサービス 大社事業所

CSいずも放課後デイサービス 知井宮事業所

※実施施設へ直接のお問い合わせはできません。

■ 申込方法

利用のご希望については、事前に市役所にご相談ください。

申込先：本庁 子ども政策課子ども家庭相談室

電話：21-6604

○ 発達が気にかかるお子さん

・ 障がいのあるお子さんのために

○各種相談について

■ 相談支援事業所

児童の発達や障がいに関する総合的な相談、福祉サービス利用につなげる支援等を行います。

No.	相談支援事業所	住 所	電話番号	対 象				委託 (※)
				児童	身体	知的	精神	
1	相談支援事業所 ハートピア出雲	武志町 693-4	23-2720	●	●	●	●	○
2	ケアプランやわらぎ	知井宮町 1192	21-4820	●	●	●	●	
3	さざなみ学園	神西沖町 2534-2	31-9996	●		●		○
4	出雲サンホーム 相談支援事業所	神西沖町 1315	43-7575	●	●	●	●	○
5	相談支援事業所 フィリア	灘分町 532-1	62-4782	●	●	●	●	
6	プレーグ	灘分町 613	62-2977	●	●	●	●	○
7	障がい者自立支援事業所 ぼんぼん船	多伎町多岐 892-7	86-7022	●	●	●	●	
8	相談支援事業所 光風園	湖陵町大池 240-1	43-0025	●	●	●	●	○
9	CSいずも相談支援事業所	大社町入南 80-1	53-8066	●	●	●	●	
10	児童発達支援センター わっこ 相談支援事業所	知井宮町 238	21-2733	●				
11	美野園	美野町 1694-2	67-0500	●	●	●	●	
12	くま&ローズマリー相談室	湖陵町大池 482	77-4332	●	●	●	●	
13	相談支援事業所 R e v e	武志町 182-3	25-8602	●	●	●	●	
14	相談支援事業所 わんぱく	東福町 156-1	62-4872	●	●	●	●	
15	平安堂相談支援事業所	渡橋町 334-1	27-9788	●	●	●	●	
16	相談支援事業所 りこっと	渡橋町 1198 くすのきテナント A	23-2288	●	●	●	●	
17	相談支援事業所 ビリエット	平田町 2194-5	77-5147	●	●	●	●	
18	いんくるネットいずも	朝山町 284	77-6212	●	●	●	●	

No.	相談支援事業所	住 所	電話番号	対 象				委託 (※)
				児 童	身 体	知 的	精 神	
19	相談支援事業所リレーション	大塚町 869-1 プラントA-1	25-7353	●	●	●	●	
20	相談支援事業所きらめき	里方町 753-1	31-4528	●				
21	あいか相談支援事業所	西園町 3913-1	090-4645-5844	●	●	●	●	
22	ふあっと	武志町 693-1	25-0130				●	○
23	指定特定相談支援事業所 フライエ	小山町 362-1	21-9779		●		●	
24	相談支援事業所 かのん	神西沖町 2476-1	25-8811		●	●	●	○
25	やまびこ園	佐田町一窪田 1988	85-8005		●	●	●	
26	そうゆう相談センター	斐川町学頭 1625-4	72-7085			●	●	○
27	指定特定相談支援事業所 太陽の里	斐川町名島 90	25-7370			●		○
28	ほっと	佐田町一窪田 1961-5	85-8000		●	●	●	
29	NPO 法人たすけあい平田	西代町 1032-4	62-0257		●	●	●	
30	特定相談支援事業所 ぼてとはうす	平野町 1183	27-9171			●		
31	山根クリニック特定相談支援事業所	芦渡町 789-2	21-2810		●	●	●	
32	麦の家	斐川町学頭 1510-2	31-4832		●	●	●	

※印の事業所：市の相談支援事業委託事業所

○通級指導教室について

■ 幼児通級指導教室

支援が必要な親子を対象として、教育相談及び通級による指導を実施しています。

実施場所・問い合わせ 今市幼稚園 神西小学校 平田小学校 大社小学校 中部小学校

■ 通級指導教室

特別な支援が必要な通常の学級に在籍する児童生徒を対象に、教育相談及び通級による指導を実施しています。

実施場所・問い合わせ 今市小学校 神戸川小学校 神西小学校 平田小学校 大社小学校 中部小学校
第三中学校 浜山中学校 平田中学校 湖陵中学校 斐川西中学校

○地域ミニ療育事業について

■ おもちゃの家（障がい児地域ミニ療育事業）

支援が必要な乳幼児とその保護者を対象に、子育て相談と育児知識情報の提供、保育所園児との交流などを実施しています。

実施場所・問い合わせ おもちゃの家（直江保育所敷地内）

○福祉サービスについて

障がい福祉サービスを利用したい場合の問い合わせ先は次のとおりです。

▶本庁…福祉推進課 平田・佐田・多伎・湖陵・大社・斐川各行政センター…市民サービス課

■ 居宅介護サービス

家庭にホームヘルパーを派遣し、障がいのある児童への身体介護・通院介助等を行います。

■ 放課後等デイサービス、児童発達支援

障がいのある児童とその保護者に、通所による療育指導・訓練等を行います。

■ 保育所等訪問支援

障がいのある児童が集団生活を送る施設等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

■ 短期入所（ショートステイ）

家族等の都合等により、障がいのある児童を短期間、夜間も含め施設でお預かりし、日常生活の支援を行います。

■ コミュニケーション支援事業

障がいがあり意思疎通を図ることに支障がある児童が病院又は診療所へ入院された時に、病院スタッフとの意思疎通を円滑に図るため、本人の様子を理解している居宅介護事業者等のヘルパーを入院先へ派遣します。

■ 日中一時支援事業

家族等の都合等により、日中において一時的に見守りを必要とする障がいのある児童の日中一時預かりを福祉サービス事業所、障がい者支援施設等において行います。

■ 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある児童に、外出のための支援を行います。

○手帳について（身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳）

手帳を所持している方は、障がいの程度・内容により医療費の助成、公共交通機関等の料金の割引、補装具、日常生活用具の交付や税の軽減などが受けられます。詳しくは福祉推進課の「障がい者（児）福祉のしおり」をご覧ください。

各種手帳についての問い合わせ先は次のとおりです。

▶本庁…福祉推進課 平田・佐田・多伎・湖陵・大社・斐川各行政センター…市民サービス課

■ 身体障がい者手帳

肢体、視覚、聴覚又は平衡機能、音声、言語又はそしゃく機能、じん臓、心臓、肝臓、呼吸器又はぼうこう、直腸あるいは小腸器官に一定程度以上の障がいがある方に身体障がい者手帳が交付されます。

■ 療育手帳

発達期に何らかの原因により知能遅滞がおこり、そのため日常生活に相当な不自由が生じ、福祉的配慮を必要としている方に療育手帳が交付されます。

■ 精神障がい者保健福祉手帳

精神に障がい（発達障がいも含む：自閉症、学習障がい、注意欠陥多動性障がいなど）があり、日常生活や社会生活に制約がある方に交付されます。

○手当について

各種手当についての問い合わせ先は次のとおりです。

▶本庁…福祉推進課 平田・佐田・多伎・湖陵・大社・斐川各行政センター…市民サービス課

■ 特別児童扶養手当

心身に中度から重度の障がいのある20歳未満の児童を養育している方に手当を支給します。

令和4年4月時点の月額です。年度中途でも、改定されることがあります。

1級 52,400円 2級 34,900円

■ 障がい児福祉手当

心身に重度の障がいがあるため、日常生活において常時介護を必要とする20歳未満の方に対して、手当を支給します。

令和4年4月時点の月額です。年度中途でも、改定されることがあります。

支給額：14,850円

○医療費制度について

■ 育成医療

身体に障がいのある18歳未満の児童に対し、早期治療を行い、日常生活を容易にするための医療給付です。自己負担は原則1割ですが、受診者の所属する世帯の課税・収入状況等により自己負担上限額が設定されます。市の助成制度もあります。

問い合わせ▶本庁…福祉推進課 平田・佐田・多伎・湖陵・大社・斐川各行政センター…市民サービス課

■ 自立支援医療（精神通院医療）

精神に障がい（発達障がいも含む：自閉症、学習障がい、注意欠陥多動性障がいなど）があり、通院による治療を続ける必要がある方の医療費負担を軽減する制度です。自己負担は原則1割ですが、受診者の所属する世帯の課税・収入状況等により自己負担上限額が設定されます。市の助成制度もあります。

問い合わせ▶本庁…福祉推進課 平田・佐田・多伎・湖陵・大社・斐川各行政センター…市民サービス課

■ 福祉医療

重い障がいのある方々の健康の保持及び増進を図るため、医療費の自己負担分を助成する制度です。

自己負担は1割ですが、医療機関ごとに1か月で入院2,000円、入院外1,000円の上限額となっています。

薬局等では、自己負担はありません。

対象児童・・・① 身体障がい者手帳1級または2級の方

② 療育手帳Aの方

③ 精神障がい者保健福祉手帳1級の方

④ 身体障がい者手帳3級または4級、かつ、知的障がい知能指数がおおむね50以下の方※

⑤ 身体障がい者手帳3級または4級、かつ、精神障がい者保健福祉手帳2級の方

⑥ 精神障がい者保健福祉手帳2級、かつ、知的障がい知能指数がおおむね50以下の方※

※知能指数は、特定の判定機関によるものです。

問い合わせ▶本庁…福祉推進課 平田・佐田・多伎・湖陵・大社・斐川各行政センター…市民サービス課

○福祉用具購入の助成などについて

各種申請についての問い合わせ先は次のとおりです。

▶本庁…福祉推進課 平田・佐田・多伎・湖陵・大社・斐川各行政センター…市民サービス課

■ 補装具費の支給

身体上の障がいや補うための補装具の購入・修理等にかかる費用の一部を支給します。

対象児童：身体障がい者手帳所持の方、難病等特定の疾病の方

■ 難聴児補聴器購入費助成事業

身体障がい者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児の補聴器購入費の一部を支給します。

対象児童：両耳の聴力レベルの平均が30 デシベル以上70 デシベル未満で、18歳未満の児童

■ 日常生活用具の給付

重い障がいのある方の日常生活を容易にするため、日常生活用具及び住宅改修費を給付します。

対象児童：身体障がい者手帳・療育手帳所持の方、難病等特定の疾病の方

■ 小児慢性特定疾病児童等日常生活用具の給付

小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちの方の日常生活を容易にするため、日常生活用具を給付します。

対象児童：小児慢性特定疾病医療受給者証所持の児童

○その他

問い合わせ ▶本庁…福祉推進課 平田・佐田・多伎・湖陵・大社・斐川各行政センター…市民サービス課

■ 腎臓機能障がい者通院交通費助成事業

人工透析で通院されている方に交通費の一部を助成します。

通院医療機関から無料で送迎を受けている方等は、支給対象となりません。

対象児童：居宅と医療機関を道のりで計測し5キロ以上ある方

■ 障がい者福祉タクシー利用券の交付

在宅で重い障がいがある方に、福祉タクシー利用券を交付します。

対象 …①身体障がい者手帳の等級が 1級・2級の方 ②療育手帳をお持ちの方

③精神障がい者保健福祉手帳の等級が 1級・2級の方 ④車いすやストレッチャーを利用しなければ外出できない方

※ただし、18歳未満の方については、申請時点において、住民税非課税世帯に属している必要があります。

■ 島根県心身障がい者扶養共済

障がいのある方を扶養している保護者が、一定額の掛金を拠出し、保護者が死亡または重度の障がい者になったときに、障がいのある方に終身一定額の年金を支給し、生活の安定と福祉の増進を図る制度です。

申込み・問い合わせ 島根県障がい福祉課 電話：0852-22-6686

本庁福祉推進課、各行政センター市民サービス課で制度に関するパンフレットをお渡しすることができます。

■ 自動車改造費の助成（乗降系）

事前相談のうえで、身体障がいのある方が使用する自動車の改造経費を助成します。

対象：在宅生活をする重度の肢体不自由（1、2級）の障がいのある方で、本人または生計を一にする方が所有する自動車の改造（福祉車両の新車購入等を含む）

※助成要件がありますので、詳しくは購入前にご相談ください。

○ ひとり親家庭の方のために

■ 相談

対象：母子家庭・父子家庭等

くらしや仕事、ひとり親が利用できる制度の案内、養育費の取得、子どものことなど日常生活の悩みについて、母子・父子自立支援員が相談相手となり、問題解決のお手伝いをします。

問い合わせ 本庁…子ども政策課

■ 児童扶養手当

対象：母子家庭・父子家庭等

父母の離婚などにより、父または母と生計をともにできない児童が養育されている家庭の生活の安定と自立を助けるために、児童の母または父や父母に代わってその児童を養育している人に支給されます。

所得により手当額が決まります。

問い合わせ 本庁…子ども政策課 平田・佐田・多伎・湖陵・大社・斐川各行政センター…市民サービス課

■ 母子父子寡婦福祉資金貸付制度

対象：母子家庭・父子家庭等

子どもの高校・大学等への修学資金、転宅資金、資格取得のための費用など、経済的自立のため各種資金の貸付を行っています。

貸付利率：無利子または年 1.0%

問い合わせ 本庁…子ども政策課

■ 母子家庭等自立支援給付金

対象：母子家庭・父子家庭等

母子家庭の母及び父子家庭の父の就業を促進するため、資格取得のための授業料の一部助成や、修業中の生活費の負担軽減のため給付金を支給します。事前の相談が必要です。

問い合わせ 本庁…子ども政策課

■ 日常生活支援事業

対象：母子家庭・父子家庭等

ひとり親家庭において一時的に生活援助、保育サービスが必要な場合、家庭生活支援員を派遣します。

区分	生活援助	保育援助
生活保護世帯・市民税非課税世帯	無料	無料
児童扶養手当支給水準世帯	150 円/時間	70 円/時間
上記以外の世帯	300 円/時間	150 円/時間

問い合わせ 本庁…子ども政策課

■ 福祉医療制度

対象：母子家庭・父子家庭等

ひとり親家庭、両親のいない児童のうち、子と母（父）の医療費（自己負担分）を助成します。（所得による制限があります。）

自己負担は医療費の 1 割です。薬局等では、自己負担はありません。

世帯の市民税課税状況により、自己負担の上限額が決められています。

問い合わせ 本庁…福祉推進課 平田・佐田・多伎・湖陵・大社・斐川各行政センター…市民サービス課

■ 就学援助制度

対象：児童扶養手当を受給している、または経済的な理由により援助を必要とする小・中学生の保護者

学用品費や給食費などを援助する制度です。児童扶養手当を受給していない場合は、世帯の所得状況をもとに判定します。

問い合わせ 本庁…教育委員会教育政策課 電話：21-6190 または 各小中学校

○ 相談ごとは

■ 出雲市役所

相談内容：児童手当、児童扶養手当、児童虐待、ひとり親家庭、乳幼児の発育、児童クラブ等の相談に応じます。

■本庁…子ども政策課 平田・佐田・多伎・湖陵・大社・斐川行政センター…市民サービス課

相談内容：保育所入所、幼稚園入園の相談に応じます。

■本庁…保育幼稚園課 平田・佐田・多伎・湖陵・大社・斐川行政センター…市民サービス課

相談内容：妊娠中や乳幼児の健康に関する相談（発育・育児・離乳食・歯の健康等）や育児不安などの相談に応じます。

■本庁…健康増進課 平田・佐田・多伎・湖陵・大社・斐川行政センター…市民サービス課

電話：問い合わせ一覧のページにあります。 相談時間：月～金 8：30～17：15

■ 出雲市母子健康包括支援センター きずな（本庁 健康増進課 母子保健係内）

相談内容：妊娠、出産、育児についての相談ができます。専用相談室があります。

電話：0853-21-6818

相談時間：月～金 8：30～17：15（祝日、年末年始を除く）

■ 子ども家庭相談室（子ども家庭総合支援拠点）

相談内容：子どもの発達や児童虐待に関する相談に応じます。

電話：0853-21-6604

相談時間：月～金 8：30～17：15（祝日、年末年始を除く）

■ 出雲児童相談所

相談内容：子どもの発達や発育、性格やしつけ、養育、児童虐待など、子どものあらゆる相談や女性相談に専門の相談員が応じます。

電話：21-0007（児童相談）

21-8789（女性相談）

相談時間：月～金 8：30～17：15（女性相談受付は17：00まで。祝日、年末年始を除く）

所在地：小山町70

■ 児童相談所全国共通ダイヤル

相談内容：虐待かもと思ったら、すぐに電話してください。

電話：189（いち、はや、く）

■ 出雲保健所

相談内容：家庭全般の保健、健康づくり、医療給付制度等について相談に応じます。

電話：21-1190（代表）

相談時間：月～金 8：30～17：00

所在地：塩冶町223-1

■ 出雲市子ども・若者支援センター

相談内容：ひきこもり・不登校など、子ども・若者に関する相談に応じます。

電話：0120-84-7867

相談時間：月～金 8：30～17：00（祝日、年末年始を除く）

所在地：今市町北本町1-7（出雲こどもホーム内）

■ 子どもと家庭電話相談室

相談内容：勉強・友だち・学校・育児・しつけ・非行など、子ども自身の悩み、子を持つ親の悩みなどの相談に応じます。

電話：0120-258-641

相談時間：毎日（祝日、年末年始を除く） 9：00～21：30

設置者：島根県

■ 女性相談ダイヤル

相談内容：夫・パートナーからの暴力や家庭内の不和、職場の人間関係の悩みなどについて、女性相談員が相談に応じます。

■ 島根県女性相談センター

電話：0852-25-8071

相談時間：毎日（祝日、年末年始、土日の12:00～13:00を除く） 8：30～17：00

所在地：松江市北田町48-1

■ 島根県女性相談センター西部分室（あすてらす女性相談室）

電話：0854-84-5661

相談時間：月～金（祝日、年末年始を除く） 8：30～17：00

所在地：大田市大田町大田イ236-4

■ 出雲児童相談所

電話：21-8789（女性相談）

相談時間：月～金（祝日、年末年始を除く） 8：30～17：00

所在地：小山町70

■ 出雲市市民活動支援課

電話：22-2085（女性相談）

相談時間：月～金（祝日、年末年始を除く） 8：30～17：00

所在地：今市町70（出雲市役所4階）

■ 子育て・女性健康支援センター しまね（助産師ダイヤル）

相談内容：子育てや女性の悩みに助産師が相談に応じます。

電話：090-7135-4637（毎月1日～15日）

090-7136-4609（毎月16日～31日）

相談時間：年中無休 8：00～23：00

設置者：一般社団法人 島根県助産師会

■ 不妊専門相談センター

相談内容：不妊に悩む夫婦を対象に、不妊の検査方法・治療など、電話相談・面接相談に応じます。

電話：21-3584

相談時間：月～金（祝日、年末年始を除く） 15：00～17：00

設置者：島根県

■ 島根いのちの電話

相談内容：人生のさまざまな悩みに関する相談に応じます。

電話：0852-26-7575

相談時間：年中無休 月～金 9：00～22：00 土 9：00～ 日 22：00

設置者：社会福祉法人 島根いのちの電話

■ 心のダイヤル

相談内容：こころの健康

電話：0852-21-2885

相談時間：月～金 9：00～17：00（祝日、年末年始を除く）

所在地：島根県立心と体の相談センター

■ 民生委員・児童委員、主任児童委員

相談内容：生活や子どものことなどについて相談に応じます。必要があれば関係機関と連絡を取って福祉サービスを受けられるようお手伝いします。担当地域がありますので、お問い合わせください。

問い合わせ 本庁…福祉推進課 平田・佐田・多伎・湖陵・大社・斐川行政センター…市民サービス課

■ 子育て支援センター

子ども家庭相談：子育てに関する悩みごとについて、臨床心理士が相談に応じます。（予約制）

電話：いずも子育て支援センター（電話：21-5772）またはひらた子育て支援センター（電話：63-3990）へお問い合わせください。

■ 子どもの人権110番

相談内容：子どもをめぐる人権問題に関する相談に応じます。

電話：0120-007-110 又は 0852-26-7867

相談時間：月～金 8：30～17：15（祝日、年末年始を除く）

設置者：松江地方法務局

■ いじめ相談テレフォン

相談内容：いじめを中心とした教育上の悩みに関する相談に応じます。

電話：0120-0-78310（24時間子どもSOSダイヤル）

0120-779-110（いじめ相談テレフォン）

相談時間：月～金 9：00～19：00 土・日・祝日 10：00～17：00（年末年始を除く）

設置者：島根県教育委員会

■ ぷらりねっと

内容：思春期・青年期で人との関わりが苦手で、閉じこもりがちな方の居場所です。

電話：25-2189

開設時間：月～金（平日） 9：15～16：45

所在地：今市町 1213（出雲市保健センター内）

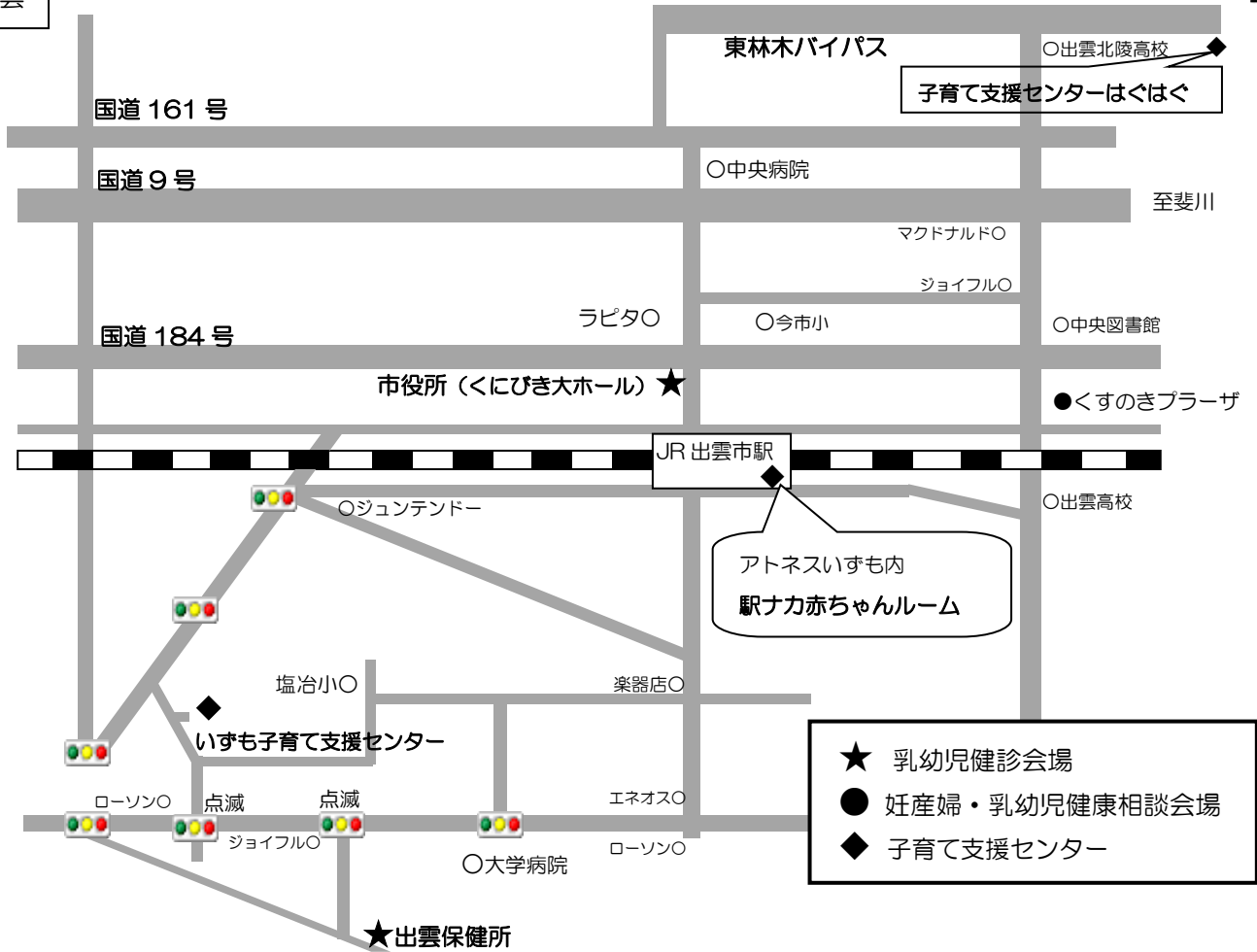
○ 問い合わせ一覧

機関名	課名	係名	担当内容	電話番号	
出雲市役所	本庁	代 表		21-2211	
		健康増進課	母子保健係	母と子の健康、育児相談等	21-6981
			成人保健係	大人の健康づくり、がん検診等	21-6976
			健康企画係	予防接種	21-6829
		医療介護連携課	地域医療係	夜間・休日診療等	21-6121
		子ども政策課	子育て支援係	児童手当、乳幼児等医療費助成、子ども医療費助成、ファミリーサポートセンター等	21-6963
				子育て支援センター、ひとり親家庭相談、児童扶養手当等	21-6218
			子ども家庭相談室	児童虐待等の相談、子ども家庭支援相談、乳幼児期の発達相談等	21-6604 21-6132
		児童クラブ係	児童クラブ	21-6131	
			保育幼稚園課	入園係	保育所、幼稚園、認定こども園等
		企画係		病児・病後児保育	21-6119
		保険年金課	国保年金係	出産育児一時金等	21-6982
		福祉推進課	福祉企画係	民生委員・児童委員、主任児童委員等	21-6694
			障がい者福祉係	障がい者手帳、自立支援医療（精神通院医療、育成医療）、特別児童扶養手当、障がい児福祉手当、福祉医療等	21-6959
	自立支援給付係		福祉サービス、福祉用具（補装具、日常生活用具等）	21-6961	
	相談支援係		障がい児者の福祉の相談等	21-6905	
	平田行政センター	市民サービス課	健康福祉係	保育所、児童手当、児童扶養手当、民生・児童委員主任児童委員、障がい福祉、福祉医療等	63-5567
				健康相談、健診、予防接種等	63-5780
			市民生活係	乳幼児医療、出産育児一時金等	63-5500
	佐田行政センター	市民サービス課	市民サービス係	乳幼児医療、児童手当、保育所等	84-0111
	多伎行政センター	市民サービス課	市民サービス係	乳幼児医療、児童手当、保育所等	86-3116
	湖陵行政センター	市民サービス課	市民サービス係	乳幼児医療、児童手当、保育所等	43-1215
	大社行政センター	市民サービス課	健康福祉係	乳幼児医療、児童手当、保育所等	53-3116
	斐川行政センター	市民サービス課	市民生活係	乳幼児医療、出産育児一時金等	73-9102
健康福祉係			障がい福祉、保育所、児童手当、児童扶養手当、児童相談、福祉医療等	73-9110	
			健康相談、健診、予防接種等	73-9112	
出雲市教育委員会	児童生徒支援課	特別支援教育係	就学のお相談、特別支援教育	21-6324	
		生徒指導係	小・中学校 いじめ、不登校等の相談	21-6204	
島根県	医療政策課	地域医療支援グループ		こども医療でんわ相談（#8000）	0852-22-5688
	出雲保健所	心の健康支援課		心の健康相談、うつ等の悩み	21-1653
		健康増進課	小児慢性特定疾患 特定不妊治療費助成 妊娠高血圧症候群等療養介護費		21-8785
出雲市交通安全協会			チャイルドシートレンタル事業	23-2002	
全国健康保険協会島根支部			協会けんぽ加入の方の出産育児一時金	0852-59-5139	

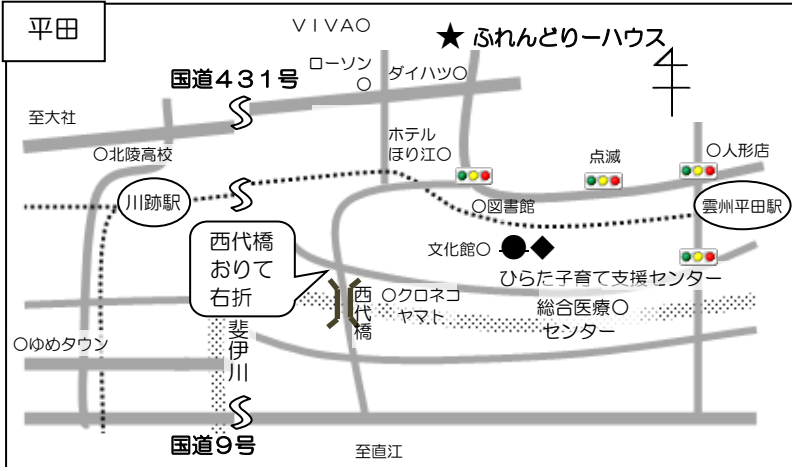
健診・健康相談会場、子育て支援センターの位置図



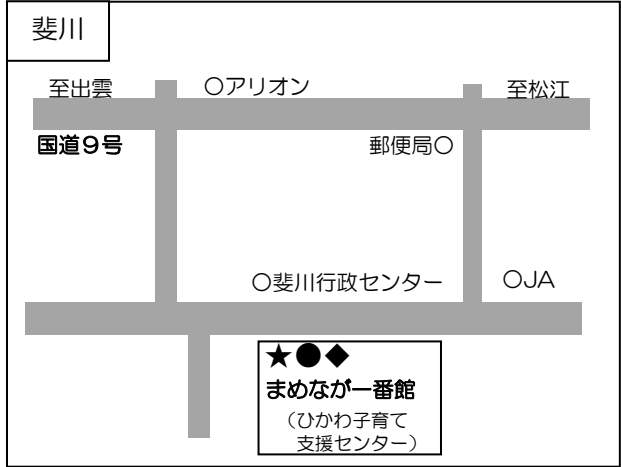
出雲



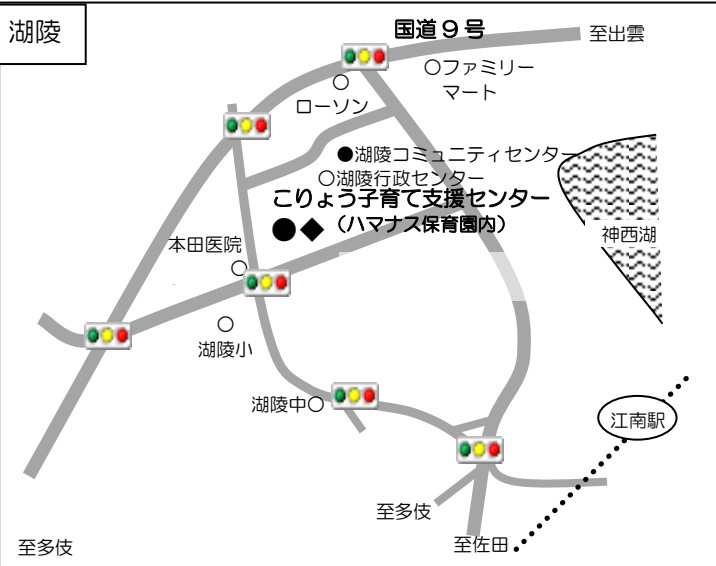
平田



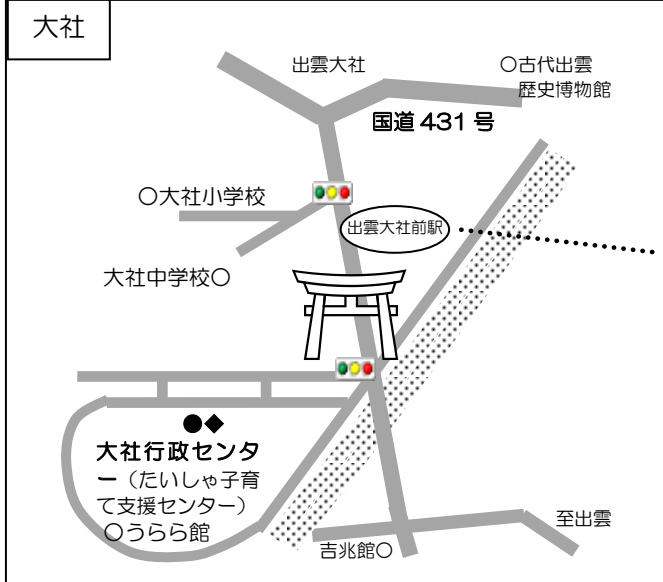
斐川



湖陵



大社



チャイルドシート



衝突時、抱っこでは支えきれないほどの力が働きます。

時速 40 km で正面衝突したとき、人にかわる衝撃は体重の 30 倍。
体重 10kg の子どもが…300kg に！どんな力持ちでも支えることはできません。

成長にあわせた安全なチャイルドシートを正しく使用して、子どもを守りましょう！

道路交通法により、6 歳未満の児童を乗車させる場合には、チャイルドシートを使用することが義務付けられています。(違反には点数 1 点が付加されます)

「Eマーク」が表示されている、安全基準に適合したチャイルドシートを使用しましょう。



乳児用
体重対象 10kg 未満



幼児用
体重対象 9~18kg



学童用
体重対象 15~36kg

「Eマーク」

UNIVERSAL 9 -18 kg ← 対象の体重範囲



← チャイルドシートの種類

← 装置を認可した国の番号

← 当該装置番号

詳しくは、JAF(財団法人日本自動車連盟)のホームページ <http://www.jaf.or.jp/> で

子どもが泣いて嫌がるときは…

チャイルドシートを使用することは「車に乗るときのしつけ」です。泣いたからといって、すぐにチャイルドシートから降ろしたり、抱っこしたりすると逆効果となります。

車内の温度や湿度に配慮し、お気に入りの歌などを流したり、快適な車内環境を作って、気持ちを和らげてあげましょう♪長距離ドライブでは休憩をこまめに取って気分転換！

車に乗ったら「自分の席はここ！」と慣れるまで、嫌がっても根気よく対応してください。

チャイルドシートレンタル事業 : 出雲市交通安全協会

出雲警察署内の出雲市交通安全協会(電話 23-2002)で会員(随時入会可能)を対象にチャイルドシートの貸し出しを行っています。

貸出期間 : 詳細は、上記(出雲市交通安全協会)へお問い合わせください。

使用料金 : 無料 ※返却時にクリーニング代1,000円が必要です。

○この冊子に関するお問い合わせ

出雲市役所 子ども未来部 子ども政策課

〒693-8530 出雲市今市町 70 番地

Tel : (0853) 21-6963

○べんり帳をご覧の皆様へ

このべんり帳を見てお気づきになられた点、このような情報を掲載して欲しいといったご要望等ございましたら、上記までご意見をお寄せください。

発行/2022年4月